決算審査特別委員会

文夫

令和5年9月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

○小城 世督 ◎木澤 正男 齋藤 伴 横田 敏文 吉晴 大森恒太朗

奥村 容子 中川議長

2. 理事者出席者

町 長 副 町 長 加藤 惠三 中西和夫 育 長 総 務 部 長 教 山本 雅章 西巻 昭男 住民生活部長 政策財政課長 真弓 啓 栗本 公生 福祉課長 中原 潤 同課長補佐 羽根田久枝 同課長補佐 細川 友希 国保医療課長 猪川 恭弘 手塚 仁 都市建設部長 上田 俊雄 建設農林課長 同課長補佐 平本 吉男 都市創生課長 福居 哲也 同課長補佐 係 上田 和弘 同 長 土谷 純 係 菅田 修久 上下水道課長 岡村 智生 同 長 同課長補佐 関口 修 会計管理者 安藤 晴康 教育次長 本庄 徳光 教委総務課長 仲村 佳真 同課長補佐 係 柳井孝一朗 同 長 松本 暢之 生涯学習課参事 平田 政彦 同課長補佐 大野 彰彦 同課長補佐 荒木 浩司 同 係 長 今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審查事項 別紙のとおり

開会(午前9時)

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。 8日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、認定第4号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活

おはようございます。よろしくお願いします。

部長

それでは、認定第4号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活

令和4年度歳入歳出決算書の28ページをご覧ください。

部長

令和4年度介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の歳入歳出決算は、歳入総額が25億6,983万690円、歳出総額が24億6,466万5,43 8円、歳入歳出差引額は、1億516万5,252円の黒字となりました。

次に、本決算書の34ページをご覧ください。令和4年度介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の歳入歳出決算は、歳入総額が1,332万2,981円、歳出総額が1,073万4,429円、歳入歳出差引額は258万8,552円の黒字となりました。

それでは、保険事業勘定の決算の状況につきまして、歳出の部から、各款ごとにご説明申しあげます。資料10の主要な施策の成果報告書資料編の190ページから192ページでございます。第1款 総務費であります。

はじめに、190ページの第1項 総務管理費であります。介護保険事務に 携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出いたしました。 要介護認定の状況を表に記載しておりますが、要介護と要支援を合わせた認定 者数は、令和3年度と比較してほぼ同数でございますが、その内訳を見てみますと、要支援者が大きく増加し、逆に要介護認定者がほとんどの要介護度において減少している状況でございます。

次に、同190ページから191ページの第2項 徴収費であります。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出いたしました。令和4年度の介護保険料の状況でございます。現年度保険料の調定額5億1,351万5,420円に対し、還付未済額を除いた収入済額は5億1,206万2,050円で、収納率は前年度と同様の99.7%となっております。次に、191ページ、滞納繰越分の状況は、調定額316万4,290円に対し、収入済額は51万3,390円で、収納率は16.2%となっています。

次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺 周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作 成などに要する費用について支出いたしました。次に、192ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットを作成をしております。

次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第8期介護保険事業計画・高齢 者福祉計画の進捗管理等について審議いただくため、運営協議会を開催をいた しました。次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括 支援センターの適切な運営等について審議いただくため、運営協議会を開催を いたしました。

次に、193ページから195ページの第2款 介護給付費であります。第8期介護保険事業計画における令和4年度の標準給付費に対する介護給付費の執行割合は88.04%となっております。はじめに、第1項 介護サービス等諸費であります。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出いたしました。前年度と比較して、件数で580件、給付費で2,479万7千円の減となっております。減となっている主なサービス種目は、施設介護サービスでございます。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の居宅支援サービス、居宅支援サービス計画の作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費等について支出いたしました。前年度と比較して、件数で1,006件、給付費で1,680万4千円の増となっております。

次に、194ページの第3項 その他諸費では、介護報酬の請求に係る審査 事務の手数料について支出いたしました。次に、第4項 高額サービス等費で は、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出い たしました。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場 合等に、その給付を行うものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出いたしました。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分について給付をするものでございます。

次に、195ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得の 要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費 や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付す るものであります。次に、第7項 特別給付費では、地域支援事業対象外であ る介護用品の支給における住民税課税者分や緊急通報装置の設置推進における 要介護・要支援認定の機器レンタル分について給付するものであります。

次に、196ページの第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金について、令和3年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益2,520万9,215円を積み立てております。また、4千万円の基金の取崩しを行ったことから、令和4年度末の基金現在高は3億3,556万5千円となっているところです。

次に、197ページから205ページの第4款 地域支援事業費であります。はじめに 第1項 介護予防・生活支援サービス事業費であります。介護 予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出いたしました。

第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度と比較して、件数で553件、給付額では1,111万3千円の増となっております。

第2目 介護予防ケアマネジメント費では、前年度と比較して、件数で149件、給付額で97万3千円の増となっております。どちらの科目におきましても要支援者が受けるサービスでありますので、要支援者数の増加に伴い、決算額も増額となっております。

次に、198ページから200ページの第2項 一般介護予防事業費であります。全ての高齢者を対象とした運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認

知症予防教室等を実施しました。また、地域における住民主体の介護予防のとりくみを強化するため、人材育成や活動支援を行いました。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施では、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的に高齢者の状態把握や健康教育を行いました。

次に、200ページから205ページの第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出いたしました。包括的・継続的ケアマネジメントでは、日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言や地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築等を行いました。

次に、201ページから203ページの第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出いたしました。次に、第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議等を開催をいたしました。次に、第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行いました。

次に、204ページ第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援 や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行いました。

次に、第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は955件でありました。次に、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会を開催をいたしました。次に、205ページ、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などを推進いたしました。次に、第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するために、生活支援体制推進協議会を開催いたしました。

次に、第4項 その他諸費では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に

係る審査事務の手数料について支出いたしました。

次に、206ページ、第5款 諸支出であります。令和3年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金等の超過交付の返還金について支出をいたしました。次に、第6款 予備費でございます。令和4年度では、充用はございませんでした。

続いて、歳入決算の状況についてであります。恐れ入りますが188ページ にお戻りいただきたいと思います。第2表として、歳入決算の内訳を記載をし ております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものであるこ と、あらかじめご了承のほどお願いします。

第1款 保険料の決算額は5億1,323万6,070円であります。前年 度と比較して308万4,461円、0.6ポイントの減となっております。 第2款 使用料及び手数料の決算額は1万4,750円であります。保険料に 係る督促手数料となっております。第3款 国庫支出金の決算額は5億8,6 64万9, 475円であります。前年度と比較して2, 270万9, 263 円、4.0ポイントの増となっております。第4款 支払基金交付金の決算額 は6億1,559万6,345円であります。前年度と比較して670万5, 148円、1.1ポイントの減となっております。第5款 県支出金の決算額 は3億5,773万8,674円であります。前年度と比較して1,001万 2, 156円、2, 9ポイントの増となっております。第6款 財産収入の決 算額は2万1,125円。第7款 寄附金では、令和4年度での寄附金の受け 入れはございませんでした。次に、第8款 繰入金の決算額は4億3,298 万8,985円であります。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰り 入れとなっております。介護保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と 介護給付費・地域支援事業費に係る町負担等の繰入金を一般会計から繰り入れ たものでございます。また、介護保険給付費準備基金から4千万円を繰り入れ しております。第9款 繰越金の決算額は6,229万6,033円となって おります。令和3年度の決算余剰金であります。第10款 諸収入の決算額は 128万9,233円であります。地域支援事業の利用料や介護予防ケアマネ ジメント費等の受け入れとなっております。

続きまして、令和4年度介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の 決算について、歳出の部から説明をさせていただきます。主要な施策の成果報 告書資料編の209ページをご覧いただきたいと思います。第1款 総務費、第1項 総務管理費であります。介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出しました。次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費や、その委託に要する費用などについて支出しました。次に、第3款 予備費であります。令和4年度におきまして、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の部であります。恐れ入りますが208ページにお戻りを いただきたいと思います。第2表として、歳入決算の内訳を記載をしていま す。この表においても、千円単位での表記となっておりますので、よろしくお 願いします。

はじめ、第1款 サービス収入の決算額は1,089万2,465円であります。地域包括支援センターで作成する介護予防サービス計画に対する収入となっております。次に、第2款 繰越金の決算額は242万4,170円であります。令和3年度の決算余剰金について受け入れを行っております。次に、第3款 諸収入の決算額は6,346円であります。臨時職員の雇用保険料納付金の受け入れとなっております。

以上で、認定第4号 令和4年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、原案どおり認定いただきますようよろしくお願い を申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けい たします。 齋藤委員。

齋藤委員

190ページのところですけども、先ほど部長が説明で、要支援者は増えていますと。それから、要介護者が減少してますという話がありましたけども、これはどのように捉えたらいいのかというか認識したらいいのか。要支援者が増えているということは、これから要介護者に移行する人が多くなってくるというふうに見ていくのか。要介護者が減ってるということは、生活が改善されて介護する人が少なくなっているというふうに捉えたらいいのか。これはこの表を見てどのように捉えたらいいのか、教えてもらえませんでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

今、齋藤委員よりご質問ありました件ですけれども、確かに190ページの 要介護認定者の状況の表を見てみますと、今まで要介護認定者そもそもが右肩 上がりで増えてきておりました。それがここ数年の傾向として、要支援者が増 えていき要介護者の伸びが減ってきている現象があったわけですけれども、こ こに来まして確実に要支援者が大きく増えてきて、令和3年度と比べると11 3%ほど伸びております。逆に要介護者につきましては、ほとんどの要介護度 におきまして減少となっておりまして、前年度比べまして94.6%となって いる状況です。これの要因といたしまして、私どもが考えておりますのは、そ れぞれの介護度を改善していったり現状維持をしていったり、また重度化防止 にはどういったとりくみをすることが効果があるかというところから、早期に 要介護認定を促し、軽いうちからかなり早期からその方に必要なサービスを提 供することによって、今、申しあげましたように状態の回復、現状維持、重度 化の防止を図っていこうというところが全国的に言われております地域包括ケ アシステムの構築の中で言われておりますので、そのとりくみを斑鳩町として も推進しております。具体的な事業といたしましては、高齢者の保健事業と介 護予防の一体的実施事業でありますとか、各種介護予防事業、また在宅医療と 介護の連携事業によって病院のほうから早めに介護事業者につなげる、また、 申請の促し等がありますので、そういったことから、ここでは資料にはござい ませんけれども、新規申請の際の要支援の認定が出る要支援認定率が年々上昇 しております。それとまた、要支援の方も要介護の方も要介護認定には有効期 間というのがございまして、有効期間が来たら更新申請というのをしまして、 次の期間の要介護度を出すんですけれども、この要支援の方が更新した場合 に、要介護ではなく、要支援に引き続きなる、要支援の継続率というのも上が ってきております。そういったことから、要支援者が増えてきている要因にな っており、また、要介護のほうには要支援から移行してくる人が少ない。ま た、重度の方が非常に多いですので、やはり亡くなられる方もいらっしゃいま すので、自然的な減もございますので、地域包括ケアシステムの構築の一定の 効果が出てきてるのではないかというふうに分析をしているところです。

齋藤委員

わかりました。ありがとうございます。

あともうひとつ教えていただきたいのは、203ページのところですけども、認知症の高齢者のQRコードの活用の見守り事業とありますけども、令和4年度7件、令和3年度8件とありますけども、これは延べでどのくらいの人数が、QRコードというのをつけておられるのでしょうか。

福祉課長

現在、このQRコードを活用見守り事業で現実につけられてる方につきましては31名になっております。

齋藤委員

人数的には増えているのか、平行線になってるのかというのは、どんなもんでしょうか。

福祉課長

交付枚数は令和4年度7件、令和3年度8件ということで、毎年これぐらいの数ですけれども、交付した分が増えていってると思っていただいていいのではないかと思っております。

委員長

ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員

202ページの一番下の緊急通報装置の設置推進ですけれども、また、令和 3年度182、令和4年度200ということで、少しずつこれも右肩上がりに なってくるのかなと思うんですけれども、今、独り暮らしの高齢者の皆さんも 増えて、だんだんと1人で暮らしていくことに不安を感じておられる方が多い と思うんですけども、この緊急通報装置の設置に関しては、これから先の見込 みとしてはどういう方向になっていくと見られておられるでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

緊急通報装置のこの利用者数につきましても、毎年、いろいろな異動があって、この数という形になってるんですけれども、ここ5年ほど見てましても、5年前からいきますと、178件、180件、174件、そして令和3年度が

182件、4年度が200件ということで微増になっております。ただ、今後、2025年には団塊の世代の方が後期高齢者となる、斑鳩町もそういった時代に入っていきますので、当然、独り暮らしの方というのが今後、増えていく傾向にございます。なので、この数というのは徐々に増えていくものと見込んでいるところです。

奥村委員

ありがとうございます。先日も町の住民の方にお世話になったんですけども、この設置にあたって。それで、そのときにいわゆる申請するときに保証人というんでしょうか、どう表現していいのかな。協力員さんですかね、お二人要るということですけども、これはどうしてもお二人が見つからない。ひとりとかいう場合とか、やはり、しっかりと二人見つけて、させていただいたほうがよろしいですかね。

福祉課長

この緊急通報装置の運用にあたりまして、今、委員が申されましたように2名の協力員さんをお願いしているところです。これは業者アルソックさん等がその事業所から駆けつけるよりも、身近な方にまず連絡を入れてすぐに見ていただかなければいけないということもありまして、協力員さんを求めているところです。当然、2名としていますのは、1名の方がもし何らかの事情でお家にいなかった場合等々がやはり多くありますので、2名の協力員を何とか地域の方々等にちょっとお話等はしていただかないといけないケースもあるんですけれども、現在ではちょっとお願いを、そのほうが安全ということで、1名でいいということにしてしまうと、もし何かのときに、その1名の方がいらっしゃらなかった場合、命に危険があるケースがございますので、何とかそこをお願いしているところです。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

そしたら私からもお尋ねしたいんですけど、先ほど齋藤委員からも質問がありましたように、要支援の方が増えて要介護の方が減ってきていると。で、そ

の一人当たりの給付費でいうと、平均するとどんなふうになっていて、会計に 対する影響はどう見たらいいでしょうか。 中原福祉課長。

福祉課長

まず、190ページのトータル、この介護保険で給付を受けられる方が、要 介護認定を持たれてる方ということで、令和3年度、説明でも申しましたよう に1.703名、それが令和4年度は1,705名で要介護認定者自体はほぼ イコールであると。それで次、給付ですけれども193ページの上のほうに介 護サービス等諸費、その下に介護予防サービス等諸費がございます。メインは この上の介護サービス等諸費がほとんどの金額を占めているわけですけれど も、この給付額を見ていただきますと、令和3年度20億4,500万円、令 和4年度20億2,100万円ということで、これも斑鳩町介護保険始まって 以来、介護給付費が減少になっております。要介護認定者が同じで給付費が減 少してきてる、その分、若干、要支援のほうは増えてるんですけれども、その 下の要支援ですね6,119万5千円、それが7,799万円、要支援の方な のでサービス1人当たりの金額は小さくなりますので、要支援の方が増えても サービス費というのはそう増えない。要は、要介護の方をいかに重度化を防止 するかというところが大事になってきますので、このあたり逆に、今の傾向で あれば、給付費は今回、減少であったように、ただ、今後、後期高齢者がます ます増えていきますので、斑鳩町でも先ほど申しましたように例外ではござい ませんので、その方の自然増はありますので、さらに予防事業と今の推進して いる事業をいかに充実していくかが大事なのかなというふうに考えているとこ ろです。

委員長

あと、今、第8期の3年目ですね。来年度から第9期に入るということで、また保険料の算定等、これからされていくかというふうに思いますけれど、196ページに、基金の積み立て金、年度末残高が出てますけど、これは推移としては今後どうなっていって、次期計画を組むのに町として、この取崩し等についてはどういうふうに考えているのか、教えてもらえますか。

福祉課長

この令和4年度末の現在高ですけれども3億,3,556万5千円ということで、ここから令和5年度、予算的には8千万円のまず取崩しがございます。

そこから令和4年度のまた繰り越した分、それが3千何ぼかということになりますので、約2億8千万円から2億9千万円ぐらいの残、これは3年前と比べると若干少ない額になってきております。この基金残高は今後の給付の推移もありますので、8千万円を取り崩すのか、今年度みたいに4千万円ですむのか等々、それはちょっと今後の給付の状況になってくるので確かなことはまだ言えないんですけれども、傾向としましては、3年前と比べて、3年前以上は基金として積み立てることができないのかなというふうには読んでおります。

今後の保険料に関しては、まだ現在、介護保険の運営協議会が始まったばかりですので、給付料また介護報酬が決まりますのは年明けになってからですので、その辺りにならないとまだ何とも言えないところです。

委員長

4年度初めて給付費が減ってるいうことで、次期計画を組むのに、その伸びをどう見ていくのかとかいうところもあるんでしょうけど、いつも言ってますけど、値上げにつながらないように努力していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 部長

それでは、認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計 歳入歳 出決算の認定について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

住民生活

令和4年度歳入歳出決算書の40ページをご覧をいただきたいと思います。

部長

令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が5億 5,628万722円、歳出総額が5億5,620万8,372円、歳入歳出 差引額は7万2,350円の黒字となりました。なお、出納整理期間中に収納 のあった保険料等につきましては、令和5年度会計に繰り越し、奈良県後期高 齢者医療広域連合に納付することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明を申しあげます。資料10の主要な施策の成果報告書資料編213ページから214ページでございます。第1款 総務費であります。はじめに213ページ、第1項 総務管理費であります。後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用を支出いたしました。前年度と比較して決算額が増加しておりますのは、令和4年10月から2割負担が新たに創設され、被保険者証を再送付した経費等の増加によるものでございます。なお、後期高齢者医療の被保険者数は4,946人で、総人口に占める割合は17.6%となっております。

次に、第2項 徴収費であります。被保険者に対して、広域連合で決定された保険料額の通知のほか、保険料納付の通知並びに収納の管理を行いました。令和4年度の保険料の状況は、現年度分では、調定額4億4,050万3千円に対しまして、収入済額は4億4,059万8千円、収納率は99.8%となっております。次に、滞納繰越分では、調定額66万7,170円に対しまして、収入済額は23万5,270円で、収納率は35.3%となっております。次に、214ページ、不納欠損処分の状況でありますが、処分人数はひとり、金額は5万4,900円となっております。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金です。広域連合事務費負担 金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をいたしま した。次に、215ページ、第3款 諸支出金であります。保険料の軽減認定 や被保険者の死亡などによって、過納付となった保険料を還付したものでござ います。次に、第4款 予備費は、令和4年度の充用はありませんでした。

続きまして、歳入の部であります。恐れ入りますが211ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表として歳入決算の内訳を記載をしています。 千円単位での表記となっておりますことをご了承いただきたいと思います。

はじめに 第1款 後期高齢者医療保険料の決算額は4億4,083万3,270円であります。前年度と比較して3,660万3,245円、9.1%

の増となっております。次に、第2款 使用料及び手数料の決算額は2万900円となっております。督促手数料でございます。次に、第3款 寄附金でございますが、寄附はございませんでした。次に、第4款 繰入金は、決算額が1億27万3,288円であります。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れました。また、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、第5款 繰越金は、決算額が1,225万1,971円となっております。令和3年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等を繰り越したものでございます。次に、第6款 諸収入の決算額は290万1,293円となっております。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの環付金が主なものとなっております。

以上で、認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受け いたします。

(な し)

委員長

そしたら私のほうからお尋ねしたいと思いますが、213ページの保険料の 滞納繰越分ですね、3年度に比べて収納率が大きく下がってますけども、これ どういった理由によるものなんでしょうか。 猪川国保医療課長。

国保医療

課長

過年度に遡及して所得更生等がございましたことから、遡及して課税された 分がございまして、その分の未納が増加したことによって収納率がちょっと下 がったというところです。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開します。あと、令和3年度でしたかね、後期高齢者医療の全体の会計でだいぶ黒字が出て、コロナの影響だと思うんですけども、それやったら、私、値上げする必要ないんじゃないですかという議論を予算の時にさせていただいていたと思うんですけども、その後、後期高齢者医療の全体の会計の状況って今わかりますかね。例えば基金がいくらあるとか、繰越しなんかで黒字になっている部分が、金額的にかなり大きかったと思うんですけど。

国保医療

課長

申し訳ございません、その辺の資料等、今持ち合わせておりませんので、わかりません。

委員長

後期高齢のほうの全体の4年度の決算というのは、いつごろ町としては把握 できますかね。

国保医療課長

決算の時期は、今、後期高齢者医療も同じ時期でございますので、もう少し 先になりましたら。

委員長

わかりました、そしたら予算の時期の頃に、全体の会計の部分についてもまた議論させていただきたいと思いますけど、この年については保険料の引き上げで予算の時点で反対してますので、この会計についてもそのように考えているというふうに意見だけ申しあげておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結します。 以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。 理事者入れ替えのため、10時05分まで休憩します。 (午前 9時46分 休憩)

(午前10時05分 再開)

委員長

再開します。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 部長

それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして 説明させていただきます。主要な施策の成果報告書(資料編)に沿って説明さ せていただきます。

主要な施策の成果報告書の10ページをお願いします。第1項 総務管理費 第1目 一般管理費でございます。コミュニティバスの実証運行として、奈良 交通株式会社に業務委託を行い、運行計画に基づき運行するとともに、王寺駅 乗り入れを引き続き実施いたしております。また、地域公共交通会議の運営で は、令和3年度から令和5年度までの3年間の実証運行計画に対し現状把握に 努めるとともに、利用状況等の報告を行っております。次に、主要な施策の成 果報告書20ページをお願いいたします。第6目 企画費でございます。聖徳 太子を偲び斑鳩町への愛着と誇りの醸成を目的に、「和のあかりと未来へのひ かり」として法隆寺の中門から南大門までの間や参道等を中心に木製灯籠にあ かりを灯すとともに、中門のライトアップを実施いたしました。次に、文化振 興センターの充実では、いかるがホールの施設更新・改修として、小ホールの 音響機材更新等工事を実施いたしました。次に、文化振興財団への支援では、 公益財団法人斑鳩町文化振興財団に対し、引き続き財政面の支援を行いまし た。また、ウィズコロナ時代を見据えた事業転換として、いかるがホールの環 境整備等に係る費用についても支援を行いました。21ページをお願いいたし ます。文化振興センターの維持管理では、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を 指定管理者に指定し、いかるがホールの維持管理及び文化振興事業を合わせた 一体的で効率的な運営に努めております。次に、22ページをお願いいたしま す。第8目 交通安全対策費のうちの、交通安全施設の整備でございます。道 路反射鏡や路面表示、標識、防護柵などの交通安全施設の新設及び補修を行い 交通事故の発生防止に努めております。

以上、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

10ページのコミュニティバスの件ですけども、1便当たりの乗車人数は少し増えておりますけども、20人ということです。20人が多いのか少ないのかですけども、1便で20人というのは少ないんじゃないかなあというような気がしてるんですけども。それと併せまして、高齢者支援の生き生き号も走ってます、その辺のところとの調整というんですかね、もう一回、見直しというんですか、そういうのは考えておられないのか、考えたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

コミュニティバス等の地域公共交通の運行に関しては、その他高齢者に対するタクシー助成等も含めた総合的な施策として実施しております。コミュニティバスの運行については、年々、王寺乗り入れ後、増加傾向にありまして、タクシー券の方も利用率が徐々に上がってきてるような状況でありますことから、現時点では一旦このまま継続したいと考えているところです。

委員長

ほかにございませんか。

小城委員。

小城委員

10ページの同じところですけども、このコミュニティバスの乗り入れに関 してはいいかなと思うんですが、その補助というか、そこに関しては、まだこ れからも続けていく予定ですか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

王寺駅での乗り入れ補償金のことにつきましては、現在、1人当たりの交通 運賃分をそのまま補償しているところですが、こちらにつきましては次期契約 のときに、また、このままでいいのかどうかというのは奈良交通のほうに投げ かけているところでありまして、次の運行では見直しを調整したいと考えてい るところです。以上です。

小城委員

どうなるかというのは、もうこれからの会議になるかなと思うんですけども、ずっと申してるとおり乗車人数はあくまでも延べなので、実人数をぜひともちょっと出していただきたいなと。実人数、これはたぶん、今までも質問してきたと思うんですけど、何かその実人数を出す手だてというか、何かこれをやられた経緯というのはありますか。

都市創生課長

コミュニティバスの実人数に関してでございますが、こちらにつきましても 奈良交通には相談はしておるんですが、このような電車やバス等の公共交通に 関する集計としましては、延べ人数での集計しかしていないということで、こ ちらの把握については、例えば、利用者の方が全てICカードを利用していた だくとか、そういったことがない限り難しいものと考えております。

小城委員

決算に関わるところなのであれなんですけど。ただ、難しいとは思うんですけど、やはり補助を出してる部分であって、それが何人に出してるのかというところで、これ2万9千人というところですけど、実質、乗ってるのが何人かなのかわからなくて、それが300人やったら、人口2万8千おって、300人だけに補助が出るのかというところにもなりますし、公平性のところでどうなんだというところはあると思うので、その辺は、出す手だてはあると思うんですよね。申しているとおり、王寺駅、今、職員の方が無作為に何便か行って見るとか、例えば王寺駅乗り入れだけですので、その辺はちょっと留意していただいてやっていただきたいなというところひとつ思います。あと、地域公共交通会議の運営のところで130万円のところですけど、これは会議1回に対して130万円ですか、何にお金がかかるというか、教えていただけますか。

都市創生

地域公共交通会議の運営に対する 1 3 0 万円の負担金につきましては、この

課長

組織内におきまして、コミュニティバスの利用状況調査ですとか分析を行う予定のコンサル業者に対する委託料分として支出したものでございます。ただ、この130万円につきましては、この組織内で業者決定のための見積もり合わせで金額が合わず不調となっておりまして、その大部分が未執行となっているところです。なお、この残高につきましては、翌年度、令和5年度に精算して町に返還されることとなっております。

委員長

奥村委員。

奥村委員

10ページのコミバスの広告料収入が、令和3年から見たら、令和4年度、約8万円ほど広告料収入が上がってるんですけども、9月号の広報にもこの広告のことを載せていただいてるんですけども。この広告の単価ですけども、どういう基準で決めておられるか、教えていただけますでしょうか。例えば、新聞とかに広告を出すと、もう本当に小さなものでもすごく高いんですけど。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

こちらの単価につきましては、近隣町などの状況を見まして、それに近い単 価で設定させていただいたところです。

奥村委員

申し込みするときのこの用紙とか、もっと分かりやすく。例えば、QRコード、これ広報のあれなのであれなんでんすけど、ちゃんと貼っておいていただくとか、営業というか、そういうようにしてわかりやすく皆さんが手に取れるようにしといていただいたほうがいいのかなというようにも思います。よろしくお願いいたします。答えは結構でございます。

それと22ページ、安全対策の推進というところで、交通安全施設の整備というところで、グリーンベルト等を本当にたくさんしっかりと敷いていただいて、お金もかかると思うんですけども、ありがたいかなと思っております。今よく見かけるのが、子どもさんが朝の通学でたくさん通られるところに、エンジ色の四角い色で全面的に塗っていただいてるのがあるんですけども、あれはどれぐらいのお金がかかるんでしょうか。塗っていただくとしたら。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林

すいません、ちょっと今手元に正確な資料がございませんので、ちょっとわかりかねます。申し訳ございません。

委員長

課長

ほかにございませんか。

伴委員。

伴委員

20ページの文化振興センター、いかるがホールの音響機材更新ですけど、これ自体これぐらいの金額かかって、小ホールの音響ですね、それ以外にも、毎年これを更新したり、これを新しくしたりと。この基準とか、結局また30年経てば壊れたからなってるんじゃなく、もうやはり老朽化してというか、経年してるので、たぶん更新していっていただいてると私は感じてますけど、その辺りの基準はどんな感じで更新していただいてるのか、教えてください。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

いかるがホールの大規模修繕のことについてでございますが、例えば音響ですと、毎年、保守業者に見ていただいて、その状況を確認していただいております。基本的にこういった更新というのは、それぞれの機器の耐用年数がございますので、耐用年数を過ぎると検討していくということになるんですが、ただ、耐用年数というのはあくまで、メーカー視点の耐用年数でございますので、こちらが来るとすぐ使えなくなるというわけではないので、そちらは保守業者と相談しながら、更新のタイミング、また、かなり大規模な修繕となっておりまして、予算も1千万円、2千万円規模になりますことから、こちら財政とも相談して優先順位を決めて、修繕を進めてきているところです。

伴委員

だいたい、毎年今このタイミングでホールのこういう更新工事といいますか、資機材の入れ替えとか、それをしていただいてると思います。今はまだ残っている部分というのは、どれぐらい今、更新がこの時点でなってるのか、ち

よっとわかれば、細かく分からなくても結構です。だいたい、7掛けで大きい ところは終わってますとか、何かわかれば教えてください。

都市創生課長

基本、計画としましては、大ホールの舞台設備ですとか、あと小ホールのほうの舞台が昇降式となっておりまして、その昇降の機械装置について、そろそろ更新時期ということで考えているところです。

伴委員

まだ残ってるのは、たぶん、これで終わってるとは思ってませんけど、だいたいこれぐらいもう更新していってますと、8割、更新していってるとか、まだまだこれからまだあるのか、その辺りを教えてほしいんですけど。

都市創生課長

こちらにつきましては段階的に修繕を進めてきておりまして、あと大規模な修繕が4件となっておりまして、件数からすると、ちょっとこちらは私の記憶の範囲ですが、7割、8割程度はきてるんですが。ただ、この残っている分の修繕で、特に機械設備の制御装置というものがございまして、こちらが相当、高い金額がかかるということでございまして、金額で言うと、7、8割もいってないのかなというところです。こちらにつきましては、どの程度かかるかというのは、ちょっと今、専門業者のほうとも相談しているところでございまして、ちょっとそこが把握できておりませんので、それについては申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

中川議長。

議長

今の伴委員の質問と関わるねんけど、その業者と今、協議してるというのは、その業者と更新をするときには渡すのかな、随契か。入札してるの。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

昨年度、実施いたしました音響設備につきましては、その保守業者とは相談 いたしますが、業者決定の際は入札しているところです。 議長

何業者で入札をしたのかと、随契でした補修というような更新事業もあるの かな。

都市創生 課長 今年の音響設備につきましては、三社で指名競争入札となっております。過去やってきた工事につきましても、ほぼ全て私が把握している範囲ではもう全て、大規模なものについては入札をして実施しているところです。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。 次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 部長

それでは、第5款、農林水産業費について説明を申しあげます。主要な施策 の成果報告書の102ページをお願いいたします。

第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございます。農業委員会を開催 し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、 農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し処理を行っております。その 他、遊休農地の解消対策として、遊休農地の状況を把握する利用状況調査及び 利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等につきましては、担い手へ情報提供を行い、遊休農地の解消に努めております。

次に、第2目 農業総務費でございます。主に職員の人件費でございます。

103ページをお願いいたします。第3目 農業振興費でございます。斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民の交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に産業まつり2022を3年ぶりに通常開催いたしました。

104ページをお願いいたします。第4目 土地改良事業費でございます。

県営ため池等の整備として、奈良県営により桜池の耐震化工事を実施し、工事 負担金を支出いたしました。なお、桜池耐震工事の完成は令和6年度の予定で ございます。次に、震災対策農業水利施設の整備として、19か所ある防災重 点ため池のうち9箇所について安全パトロールを実施し、16か所を劣化状況 評価を行いました。次に、いかるが溜池の維持管理として、多面的活用促進事 業により完成した周遊道路の維持管理に努めております。

105ページをお願いします。第5目 生産調整推進対策費です。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入促進を図り、生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行っております。

第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。農作物への被害をもたらす 有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス・イノシシ・アライ グマなどの駆除に努めました。また、イノシシ対策については、耕作者が自ら 行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵等 の設置費用の一部を補助いたしております。

106ページをお願いいたします。第7目 地域農政推進対策事業費でございます。持続的な農業経営のための生産の効率化にとりくむ中心経営体及び経営体が組織する団体が、必要な農業用施設及び農業用機械等の導入を支援する国の持続的経営体支援交付金を活用し、1団体に支援を行いました。

第8目 遊休農地解消総合対策事業費です。農業委員会において遊休農地解消に向けたとりくみとして、菜の花・黒米等の栽培を実証試験展示圃で行っております。また、農や食への理解を深めていただくため、栽培サポーター事業を実施しております。第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用施設などの地域資源の保全管理が難しくなっていることから、農業資源の共同活動により効率的な施設保全にとりくまれた活動組織に対して助成金を交付いたしております。また、環境に優しい農業にとりくむ環境保全型農業として、稲葉車瀬地区の梨部会の梨栽培において、化学肥料、化学合成農薬の低減に対し助成金を交付しました。

107ページをお願いします。第2項 林業費 第1目 林業振興費です。 山林の保全・活用として、森林環境譲与税を財源とし、森林所有者に対して意 向調査や森林整備の担い手育成を実施するとともに、危険木の伐採を行いました。第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整

備を森林所有者の協力を得て、ボランティア団体による除伐や下草刈りなどの 実施や、里山のイベント活動の実施に対し助成いたしております。

以上、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審査賜り ますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

105ページの下のほうですけれども、有害鳥獣の駆除ということで、ここにカラスがですね、令和3年度は44、令和4年度は12となっておりますが、これは最近生ごみにカラスが集まってくるという光景をあまり見なくなってきましたんで、カラスが減ってきているから駆除が減ってきているのか、その辺、教えてもらえませんでしょうか。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林課長

カラスの駆除数が減った理由についてご説明させていただきますと、近年銃による事故や犯罪などの報道により、銃によるカラスの駆除が行いにくい環境となっております。また、現在行っている農村地域でのカラスの駆除ですが、 農道でのウォーキング人口の増加等により頻繁に人が通るという状況の中、銃によるカラスの駆除が非常に困難な状況となってきており、昨年度におきましては駆除の回数の減少や巡回のみを行うなどで駆除回数が少なくなっており、その結果、カラスの駆除数も少なくなったというのが状況でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって第5款 農林水産業費に対する質疑を終結します。 次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。 都市建設 部長

それでは、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして ご説明申しあげます。主要な施策の成果報告書109ページをお願いします。

第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございます。活力ある商工業の振興として、商工会に対する支援では、斑鳩町商工会に対し財政支援を行うとともに、法隆寺駅北口広場のライティング事業への補助を行いました。斑鳩ブランド創造協議会の活動支援では、斑鳩ブランド2023として新たな認定事業に対して支援を行いました。110ページをお願いいたします。生活応援券の発行では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている町民の皆さんへの生活支援と地域経済の活性化対策のため町民一人あたり5千円、中学生以下及び65歳以上の方に2,500円を上乗せした生活応援券を配布しました。また、創業支援事業の実施では、引き続き、創業支援相談を実施するとともに、町内で新規創業する事業者2件に対し補助を行いました。

111ページをお願いいたします。第3目 観光費でございます。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、物産交流の推進では、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止を余儀なくされておりました友好都市等の各種イベントが再開されましたので、物産展を出店し、交流活動を行いました。また、観光協会に対する支援では、斑鳩町観光協会に対し、引き続き財政面の支援を行っております。次に、発信力の充実による誘客として、世界遺産を活かした観光の推進では、文化庁の補助金を活用したPR事業として、奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成や巻物型パンフレットの増刷、東京・斑鳩リレーセミナーの開催など世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームにより事業を実施いたしました。

続きまして、第4目 歴史街道ネットワーク事業費です。地域ぐるみの観光 ブランド力の強化として、観光ルートサインの整備では、観光客の円滑かつ的 確な案内を行うため観光案内サイン配置計画に基づいて、中宮寺跡史跡公園に 観光ルートサインを設置しました。次に、まちなか観光の推進では、商工会青 年部が主催する、いかるがマルシェの開催について支援を行いました。

112ページをお願いいたします。第5目 i センター・観光自動車駐車場管理運営費でございます。情報発信及び観光案内の拠点施設である、法隆寺 i センターの維持管理等について指定管理者である斑鳩町観光協会と連携し、一

体的で効率的な運営に努めております。

以上、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管いたします決算の概要でご ざいます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。 中川議長。

議長

この商工会に対する支援で1,190万、これずっと商工会に補助している というか、これはほとんど人件費やっていう認識したらいいのかな。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

商工会に対する補助金の内訳としましては、この1,190万のうち、固定費として350万円が商工まつりに対する補助金となっております。また、30万円が法隆寺駅北口商店街のライティング事業となっておりまして、残りの810万円が商工会の本体というか、本体事業に対する補助金となっておりまして、この名目としては、経営改善普及事業職員設置費等となっておりまして、人件費にあたっている部分が多いところです。

議長

過去に聞いてんけど、上牧町は町から商工会に対する補助金はゼロやと、商 工会のみで職員が運営しているっていったらおかしいな、自分らで事業した分 で人件費出ていると。なんで斑鳩町はそれがでけへんねんやろ。

都市創生 課長 広域7町で見てますと、上牧町はゼロと聞いているんですが、そのほかの町では当町と同規模であったり、それ以上の補助を出しているところもございますので、この810万円の根拠については、この詳細はかなり昔からの話になっておりますので、把握はしていないんですが、過去からの支援の状況がそのまま引き続いてきているものと考えるところです。

議長

この前の局長はもうどこかよそに行って、いてた職員さんが今局長に上がっているということを聞いてんねんけど、職員の人数は一緒かな。

都市創生

職員の人数は5人で同じとなっております。

課長

議長

そやから過去から、さっき課長の答弁、過去から引き継いで今もそのまま出しているという話やけど、人件費とか事業してもおて利益あげてはる分とかいろいろ計算して、必ずしもこんだけ毎年出さなんもんか、向こうは向こうで頑張って事業しはって、こんだけの収入あるから、これは町としては減らしてもいけんなとか、そういう協議はないのかな。課題というんか、町としてもそういう話は出えへんのかな、向こうとそういう協議はせえへんのかな。

都市創生 課長 補助金につきましては、補助金の請求書のときと、決算の時に決算書を見ておりまして、そのうち本体事業としましては、6千万円規模となっておりまして、そのうちの810万円でございます。人件費につきましても、人事異動によってどれぐらいの単価の人が来られるかというのもあるんですが、全体としては不足しているというふうに、金額、予算額としては不足気味ということで聞いているところでございまして、810万円のまま町としては据え置きしているというような状況でございます。

委員長

すみません、ちなみに会費収入って商工会さんどれぐらいですか。 福居都市創生課長。

都市創生

今、手持ち資料ございませんので、後ほど報告させていただきます。

課長

委員長 お願いします。ほかにございませんか。

奥村委員。

奥村委員

1 1 1 ページの物産交流の推進というところなんですけども、出店イベント数7件となっておりますけども、これは町内だけのことなのか、またよそへ行かれることが復活したのか、その辺教えていただきたいと思います。

委員長 |

福居都市創生課長。

都市創生

こちらの件数は、町外のイベント等に出店した件数となっております。

課長

奥村委員

ちなみに町外というのはどちらでしょうか。

都市創生課長

友好都市の兵庫県太子町、大阪府太子町、また飯島町ですとか、あと観光文 化交流協定を結んでいる松山市ですとか、あと、小田原市等となっているとこ ろです。

奥村委員

この交流ですけれども、車で職員さんが行かれるんでしょうか。

都市創生課長

物産店で斑鳩町の特産品等の販売をしておりまして、車で荷物を運ぶのをあ わせて行っているところです。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。 次に、第7款 土木費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設

それでは、第7款 土木費につきまして説明させていただきます。

部長

主要な施策の成果報告書の113ページをお願いします。第1項 土木管理 費、第1目 土木総務費でございます。主要な支出は人件費でございます。

次に、第2項 道路橋りょう費 第1目 道路維持費でございます。道路環境の整備では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩の草刈りを行いました。114ページをお願いいたします。公共施設マネジメントの推進として、道路台帳の管理では、新たに認定した路線のデータ化を行い道路台帳の整理を行いました。

次に、第2目 道路新設改良費でございます。計画的な道路の整備として、 道路の新設改良では5路線の整備にとりくみました。幸前1丁目の町道227 号線では、路線の一部狭隘な箇所の道路拡幅、岡本循環道路では、道路新設工事を行い、法隆寺南2丁目の町道301号線及び大字高安の町道352号線では、道路整備に伴う用地買収を実施いたしております。

115ページをお願いいたします。第3目 橋りょう維持費でございます。 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、16橋の橋りょう定期点検と1橋の橋梁 補修工事にとりくみました。点検結果につきましては、構造物の機能に支障が 生じていないという結果でございました。

第3項 河川費 第1目 河川総務費でございます。住環境の整備として、 地元施工に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金制度について三つの自治 会から要望があり支援を行いました。また、貯留施設の維持管理として、6地 区の施設で浚渫を実施いたしております。自然環境の保全と活用として、毎年 度実施されている自治会内水路の清掃に伴う発生土砂等の処分を行いました。

116ページをお願いいたします。第2目 治水対策費でございます。平成緊急内水対策事業について、法隆寺北1丁目地内で予定している貯留施設整備に係る用地の一部を購入いたしました。

117ページ、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費です。災害に対 するまちの安全性の確保として、宅地防災の推進では、地震等による人的被害 を防止し、また、宅地や家屋、周辺公共施設等の被害を防止、軽減することに より、被害後の早期復旧、コスト低減を図るため大規模盛土造成地の調査を行 いました。次に、計画的な道路の整備として、いかるがパークウェイの整備促 進では、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイの円滑な事業の実施と 整備促進に向け、事業促進に係る予算確保のための要望活動を行うとともに、 関係機関等との協議、調整並びに地元対応を行いました。次に、住環境の整備 として、既存木造住宅耐震診断の支援では、昭和56年以前に建築された既存 木造住宅の耐震診断を希望される方々へ技術者を派遣し、その診断について支 援いたしました。既存木造住宅耐震改修の支援では、耐震性が不足していると 診断された既存木造住宅を対象とした耐震改修工事に要する費用に対して支援 しました。118ページをお願いします。ブロック塀等撤去の支援では、一定 の要件を満たしたブロック塀等を対象に、その撤去に要する費用に対して支援 いたしました。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、法隆寺駅南北自由 通路等の維持管理では、自由通路等の施設について維持管理に努めました。

次に、第2目 下水道費でございます。下水道事業会計への支援として補助金を支出したものでございます。詳しくは、下水道事業会計において説明させていただきます。第3目 都市下水路費でございます。都市下水路5路線の浚渫工事を行い、適正な維持管理に努めております。

119ページをお願いいたします。第4目 公園費でございます。市街地の整備として、公園の維持管理では、職員による遊具の定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による安全点検も実施し、公園及び施設の適正な維持管理に努めております。

続いて、第5目 都市計画審議会費です。都市計画審議会につきましては、 会議の開催を要する案件がなかったことから開催いたしておりません。

120ページをお願いいたします。第6目 開発指導調整費でございます。 都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請にかかる事務処理のほか、違反広告物の簡易除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

続きまして、第7目 景観保全対策事業費でございます。斑鳩の里にふさわしい景観づくりとして、景観形成作物の普及では、法起寺周辺地域にて、地域の農地所有者の方の協力により、景観形成作物のコスモス栽培を実施し、自然景観と歴史的景観が一体となった風景、景観の形成を図るとともに、観光資源の充実を図っております。121ページをお願いいたします。花と緑のまちづくりの推進では、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、小学校の入学記念樹として、町の花、サザンカの苗木を配布いたしております。また、産業まつりの開催にあわせて花苗を配布いたしました。次に、歴史・自然環境の活用では、斑鳩三塔を見渡せる場所の整備を図るため、調査を行い、その結果として、三井地区の岡ノ原を選定し、基本構想を作成いたしました。

次に122ページをお願いいたします。第5項 住宅費 第1目 住宅管理 費でございます。町営住宅の内装修繕や設備機器等の交換など適正な維持管理 に努めました。また、長寿命化対策として長田団地B棟の屋根、外壁改修工事 の実施、令和5年度から令和14年度の10年間を計画期間とする町営住宅長 寿命化計画を策定いたしました。

以上、第7款 土木費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

114ページの道路の新設改良費ですけども、堤防道路ですけども、前から あそこは転落するんじゃないかなと、いつも怖いなと思ってますけども。その 後の状況を教えてもらえないでしょうか。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林

課長

目安堤防線の新設道路改良につきましては、令和4年につきましては1,2 00万円の補助金の交付を受けており、県道大和高田斑鳩線から目安神社まで の間の北側側道部分の工事を実施しているところです。

齋藤委員

完成の見込みはいつくらいでしょうか。

建設農林課長

今現在、側道工事をしてるところですが、こちらについてはまず1点、社会資本整備交付金という補助事業を活用してるわけですが、今年度におきましては3割程度の補助率となっており、大変、補助金がつきにくい状況となりつつあります。また、現在、拡幅に向けて目安神社があるんですけども、そこについても大きな御神木等があり拡幅が難しい状況になっており、補助金及び神社の拡幅部分等々ちょっと問題点がございますので、そういったところを地元協議等々としながら、解決に向けて進めてまいりたいと考えているところであり、完成年度等々までは今のところ見通しが立っていない状況でございます。

齋藤委員

目途が立ってないということですので、いつになるかわかりませんけども、 あそこ、転落防止の柵でも拡張できるまでの間、つけるというようなことは、 難しいんでしょうか。

建設農林

課長

大和川管理事務所の占用許可が必要になりますことから、大和川管理事務所 とは協議してまいりたいと考えております。

齋藤委員

よろしくお願いします。続きまして115ページ、橋梁の環境整備ですけども、先ほどの説明では、橋梁の点検を定期的にやっているということですけども、全体として、危ない橋梁だとか、例えば、点検の進み具合というんですか、それはどのような状況になっているか、教えてもらえませんでしょうか。

建設農林 課長

橋梁の定期点検につきましては、近接目視で5年に一度の頻度を基本として 定期点検を実施しているところです。斑鳩町におきましては、町内橋梁68橋 を5年に分けて定期点検を実施しており、令和4年度では2巡目の4年目の年 であり、順調に点検のほうは進んでいるところです。また、令和4年度の点検 結果につきましては16橋を点検し、3橋が健全、13橋が予防保全のための 観察という状況であります。そして、早急に橋梁の補修をしなければならない や、5年以内に橋梁の補修をしなければならないといった橋梁は、今現在、斑 鳩町にはございません。

齋藤委員

ありがとうございます。117ページですけども、上のところに宅地防災の 推進ということで、町内の大規模盛土の第2次スクリーニング計画を作成して 7か所調査いただきましたですけども、この調査の結果で、危ないとかいうよ うな造成地はなかったんでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

大規模盛土につきましては、国の基準で基準のひとつであります3千平方メートル以上の大規模盛土ということで調査をさせていただいたところでして、こちらの7か所と、あともう1件、三郷町域とまたがっておりまして、三郷町の範囲となっております旭ケ丘を含める8か所におきまして、その調査結果につきましては、全ての地域で経過観察となっているところです。

齋藤委員

ありがとうございます。118ページ、ここのところに入るかわかりません けども、地域ぐるみの観光ブランド力の強化というところで、県との基本協定 を締結しましたまちづくり協定が進んでないというんですか、520万円が不 用額となってますけども、これはこの前の建水の委員会で話がありましたように、南側への病院の件とかそのようなこともあるのか、知事がかわったことによって進んでないとかいうのがあるのか、現在の状況というのはどのようになっているか教えてもらえませんでしょうか。

都市創生 課長 県とのまちづくり連携協定のための予算でありました520万円につきましては、令和4年度では未執行となっておりまして、これは丸々全額を令和5年度に繰り越ししているところです。令和5年度の事業としてとりくむ予定でありましたが、現在、西和医療センターの候補地として町が1件あげているというようなこともありまして、こちらの結果も踏まえて、連携協定を進めていくということでございまして、現在、この事業につきましては、一旦保留としているところです。以上です。

齋藤委員

わかりました。早く進めていただきますようにお願いいたします。

121ページ、一番上、花と緑のまちづくりの推進ということで、今ほど小学校への苗木とかという話がありましたですけども、例えば、前も何回も話をさせてもらってますけども、町有地とか県有地とか公共の施設で、道路脇に花を植えるようにすれば斑鳩町がきれいなまちになるんじゃないかなというふうに思っております。その関係で、例えば、肥料とか苗とか町民に出すので、花を植えてほしいというふうな、そういう条例というのか規約というのかつくっていただければ嬉しいなと思うんですけども、その辺のところの町のお考えは、現在どのようになってるか、教えてもらえませんでしょうか。

都市創生 課長 花と緑のまちづくりの推進につきましては、これまでも緑化推進ですとか環境保全の団体の方への活動支援ということで進めてきたところですが、やはり担い手不足というのが課題となっているところです。町としましても、今後、行政と住民の皆様との協働が望ましいと考えておりまして、令和5年度において、協働のまちづくり提案事業の町からの募集テーマとしまして、公共空地へのガーデニングボランティアをあげており、また同テーマで住民活動センター講座の開催を今月に予定しているところです。この協働による活動を基本としまして、様々な手法による支援の事例等について調査研究して、本町にふさわ

しいような事業のあり方について、今後検討してまいりたいと考えています。

齋藤委員

ぜひ早く進めていただきますようにお願いします。それからもう一点ですけども、121ページのところ、先ほど歴史・自然環境の活用ということで、岡ノ原を基礎調査をやっているということをお聞きしましたけど、これは具体的に、これからのスケジュールというんですか、どのような形で進めていけるのか教えてもらえませんでしょうか。

都市創生課長

令和4年度のこちらの予算執行につきましては、基礎調査と基本構想の作成 業務委託料となっております。候補地については、先ほどのご質問でございま したように岡ノ原でございまして、こちら山頂に陵墓参考地として宮内庁管轄 の土地がありますことから、この山頂付近が立ち入ることができないというこ とで、その周囲を散策して風景を眺望できるようなルートを整備するような構 想となっているところです。今後の予定としては、令和の5年度に基本計画を 策定しまして、令和6年度以降、その基本計画の内容にもよりますが、令和6 年度以降に整備に向けたとりくみを進めてまいりたいと考えています。

齋藤委員

令和6年度の整備に向けてということは、実際はだいたいどのぐらいの、そこを観光に使えるようなことになるには、令和7年度くらいにはもう完成する 見込みなのか、それ以降なのか。

都市創生課長

こちらの岡ノ原周辺地域につきましては、現在、基本計画の策定を今年度予定しているところですが、こちらの中で、例えば、土地を購入するのか、借りるのかですとか、整備をどこまで進めるのか等、確定してからでないとスケジュールにつきましてはちょっと決められないところがございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

齋藤委員

ありがとうございます。やはりあそこ岡ノ原のところは法輪寺、法起寺の間にありまして、それこそ斑鳩町のまちめぐりの中のひとつの大きなメインのスポットになると思いますので、早く実現していただきますようにお願いしたいと思います。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

奥村委員。

奥村委員

120ページの開発指導の調整というところですけども、右のほうにいろいる申請とか協議等とか届け出等とか書いていただいてますけど、これはその開発に関しての申請とかいろいろ出てきたときに、町として担当課がこれを指導なさるということでよろしいんでしょうか、考え方としては。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生

課長

こちらの開発指導の調整につきましては、こちらの項目にあるような各法に基づいた手続き等がございまして、開発につきましては申請は県にするんですけども、町のほうでは、この事前協議としてその内容を見まして、各種協議を事前に行っていくと、そういった内容となっております。

奥村委員

例えば、斑鳩町のほうでも、農地を転用して、住宅が本当に新しく建ってきてるんですけれども、こういう場合、今後、すべて業者さんにお任せするというか、そういう方向で建築に関しては進んでいくというか、町として何か権限を持って、ここはこういう建て方はいけませんよとか、この土地はとか、そういう権限は町にはないということですか。

都市創生課長

農地の場合ですと、土地利用と農地法の規制がありますので、こちらの規制 がなければ、あくまで所有者様がどのように土地利用を進めていくかに沿っ て、町はその対応について協議していくというような状況になっております。

委員長

ほかにございませんか。

伴委員。

伴委員

120ページの一番下の、景観形成作物の普及について、その中の説明文で、「令和4年度から」、「は」ではなく、「から」で、法起寺周辺に集約

化、これはなぜこんな形で「令和4年度から」集約場所を法起寺周辺にされた のか教えてください。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長

こちらコスモスの景観で観光客等を呼び込むというような目的もございまして、範囲を指定していない、指定していないといいますか、過去、三井ですとか法隆寺東ですとか東里西里等の地域も含めてはいたんですが、こちらのほうでコスモスが点在してるような状況となっておりまして、景観がこれでよくなっているかというと、点在し過ぎてて集約されてないので、この景観を進めるという意味では、1か所に集約したほうがいいだろうというような検討を進めまして、今現在、一番この集約化がすでに進んでおりました岡本地区に集中してこの事業を進めているというところです。

伴委員

ということは、皆さんよく「斑鳩はきれいやな」と言ってくれるけど、中宮 寺跡といいますか、あの公園の横の辺りのコスモスは有名ですけど、あれはも う範囲に入らんわけでしょうか。あの辺りのさぁっとしたところが国の外国に 対してのパンフレットを見たことあります。「ディスカバージャパン」みたい な感じで、ものすごいやはりいいところだと思います。あの辺りはどんなもん ですやろ。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設 部長 史跡中宮寺跡につきましては、担当課、史跡中宮寺跡の管理の中で、町から ボランティアさんを集めまして実施していますので、この農地の後の景観とい う面とはちょっと違う事業でやっていただいてるところです。

伴委員

ということは、続けてくれはると。コスモスが点在せえへんようにという説明からいうたら、今の部長の説明だったら、あれは別の事業でまたコスモスをやりますと、点在していきますがな、ちょっとわかりませんねん。

都市建設 部長

点在というよりも、岡本地区を指定しているわけでございますけども、史跡 中宮寺跡はその岡本地区と隣接する地区ということで、そこは個人ではなくて 町で行ってるということです。

委員長

ちょっと関連しまして、集約化していくというのはいいとは思うんですけど、前は補助金の関係もあったのでそこの整理も含めてかなということで、私は、種が欲しいと希望する人については、地域から外れるところも種だけ配ってはどうですかという話はさせてもらったんですけど、今の話で言うと、もうそういう事業はやらないということですね。 福居都市創生課長。

都市創生課長

コスモスの種につきましては、こちら、この景観作物の対象地域の中で穫れた種というのは、公共施設でも小袋にして配ってるのがございますので、こちらにつきましては無料で配布しているところです。

委員長

そしたら集約化はしていくけど、希望するところはこの地域から外れても種だけ配るということでいいですね。観光客の皆さんもやはり町内を巡らはって、やはり花がきちっと咲いてるところを、よう写真も撮ったりもしてはりますので、集約化は集約化であれは綺麗でいいんですけど、やはり町全体に景色として花があるよと。別に必ずコスモスに限らなくてもいいとは思うんですけど、せっかく協力してくれると言うてはるところだったら、種ぐらいは渡しても、町のそんなに負担にもならないし、景観的にも向上するかなというふうに思いますので、引き続き、よろしくお願いしておきます。

ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員

今のところですけど、岡本でやられてる方とかその種の話とか今、いろいろ 出たんですけど、その種を無料で配布するにあたっても、その種を収穫して詰 めないといけないと。その担い手の人数とか、そういうボランティアさんとか というのは、ある程度、人数は足りてるんですか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生 課長 こちら景観サポートの栽培の事業の内容としましては、1平方メートル当たりの単価60円となっておりまして、この60円にはその種の収穫も含まれているものでございまして、こちらで集まったものについて、町のほうで、あゆみの家さん等にお願いして袋詰めをやっているところです。

小城委員

1平方メートル当たり60円というのは、金額というのは今までも変わって ない感じですか、ちょっと下がっているとか。ずっと一定ですか。

都市創生 課長 こちら単価につきましては、平成30年度までは80円となっておりまして、令和元年度から60円になっているところです。

小城委員

下がった理由というのは。

都市創生課長

下がった理由としましては、こちらの作業量等、その辺を精査しまして、単 価を見直したというところです。

小城委員

作業等々を見直して下がったというところですけど、やはり先ほどの説明の中でも、担い手不足等々の話があったと思うんですけど、今後だからやっていく人がいなくなったら、たぶんこの事業って終わっていくと思うんですけど、その辺りというのは、ある程度、たぶんやっておられる方も岡本の方も高齢やと思うんですけど、その後の方とか後任とか、今後、先も続けていけるような見込みという計画まではされてるんですか。

都市創生 課長 やはり担い手されてる方は高齢の方が多いので、その後継者については課題があるところではございます。ただ、令和3年度から令和4年度、この岡本地区だけで言いますと、作付けの面積は増加しているところでございまして、全体的な傾向としては今のところそれが下がっているというような傾向は見られないところです。

小城委員

作業量等々見ての見直し等々も必要だと思うんですけど、やっていただくためにもいろいろな形をちょっと考慮していただいて、補助額を増やすであった

りとか担い手を見つけていくという面でも、その辺は考慮していただけたらと 思いますので、よろしくお願い申しあげます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議 長 113ページの未登記道路の整備やねんけど、6路線と筆数が10、所有権 移転されてますけど、これは何か事業にあたったのかな、それとも未登記道路 を計画的に処理していってはるんか、その点、どうでっしゃろ。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 こちらにつきましては開発とか町の進めている道路の中で、過去そういった 課長 未登記があった部分についての整理を進めている結果、これだけの筆数の整理 ができたというような状況でございます。

議 長 ということは、さっきみたいにその事業にあたったところを整理したという ことだけど、あと、わかるんだったら教えてほしい、残り何筆ぐらいあるねや ろ。わかってるなら教えてもらいたいです。

建設農林 全てが全てきっちり確認できてるわけではないんですが、以前からの処理件 課長 数等々確認しますと、現在まだ648筆程度がまだ残ってる状況です。

議 長 その648残ってるけど、そもそも登記せんと置いてるということは、かなり前の人といったらおかしいけど、お父さんであったり、おじいちゃんであったり、そんな人がどんどん、言ったら悪いけど亡くなっていかはったら、今度、整理するときって整理しにくくないのかなと思って。現在、早いめ、早めに底地の整理って、しておいたほうがしやすいのかなと思うんですけど、その点はどうでんねやろ。

建設農林 すみません、以前に調査したとき 1,485筆ありまして、648筆解消し 課長 て、現在821筆ほどでございます。そして、今も現在、そういった未登記道 路の整備をしてるんですけども、基本的には未登記ということでもともとの所有地がありまして、その一部が道路になっております。ですので、相続の際にはその土地全部を相続されてる方が基本的に多くて、その道路だけが、例えば、おじいさん、ひいおじいさんで残っているような状況ではございません。

委員長

ほかにございませんか。 福居都市創生課長。

都市創生課長

先ほど、商工費のほうでご質問いただきました商工会の会費収入についてで すが、令和4年度の決算で申しあげますと468万5千円でございます。

委員長

だいたい、その団体さんへのその補助金の考え方として、その団体で会費収入の中で、半分賄って、補助金で半分というのが、通常の監査委員さんもそういうふうに指摘をされてるかなと思うんですけど。その会費収入よりも補助金が倍くらいになってますけど、そこはどう見たらいいんですか。

福居都市創生課長。

都市創生課長

こちら商工会につきましてはかなり通常の団体と違いまして、例えば、県での交付金が1,600万円あったりですとか、県の補助金を受けたりですとかそういった状況がございますので、なかなかその他の住民団体さんと同様に考えるのはちょっと難しいのかなと思っているところです。

委員長

普通の活動団体さんとは違う面も確かにありますけど、やはりその補助金と 会費収入等が同等になっていくような形で努力をしていっていただくというこ とは必要かなというふうに思いますので、だから先ほど、議長がおっしゃって いましたように昔からこれで来てるからといって固定的に考えるんじゃなく て、やはり町としても指導していっていただいて、ちょっとそこの改善は進め ていっていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

中川議長。

議長

もうひとつだけ。117ページの土地開発基金用地を買い戻して国にパーク ウェイ事業用地として売却とあるんだけど、一部、売却しただけやから、何ぼ で買い戻して何ぼで売ったかと聞いたら、もう合わへんから。坪単価で、何ぼ 買い戻した坪単価と売った坪単価と教えといてもらいますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長

今、持ってる資料については、販売単価については、坪単価が15万1,140円となっております。購入した単価、こちらについては、今、計算したのですが40万円程度。こちら購入したのが平成の初期になっておりまして、こちらの単価で計算しますと40万円程度、こちらにつきましては、補償費が入っている可能性はありますので、申し訳ございません。平米単価が10万5,861円ですので、35万円程度、購入単価としては35万円程度となっております。買戻しの単価が若干これより増えておりまして、40万円をちょっと超えるような形になっておりますのは、土地開発基金で持つ前に、土地開発公社で持っておりまして、そちらの保有期間の間に、簿価が少しずつ借入れして買っているもので、その利息分を積み上げていったりとかしまして、実際、最終、町で持っていた単価が40万円を超える単価となっているところです。

議 長 さっきの計算上では35万何ぼだと言ってくれたのは、売った金。

委員長暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時18分 再開)

委員長 再開します。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 私のほうからもちょっとお尋ねしたいんですけど、117ページ、先ほど、 齋藤委員からも質疑あったんですが、大規模盛土の調査、これは前の建設水道 常任委員会でも報告いただいたんですけど、基本的には目視で調査をされていると。実際に錦ケ丘のほうで崩落になってしまってるということで、その調査自体がやはり、もうちょっと精度の高いものに改めていく必要があるんじゃないかなということで、これは県がやっている調査ですね。実際にその現場で調査をされるのは県の職員さんなのか、それとも町も一緒にやっているのか、その辺はどうなんでしょうか。 福居都市創生課長。

都市創生 課長 大規模盛土の調査につきましては、県が各県内の市町村から委託を受けて実施したものでございまして、県におきましても、県の職員ではなくこちらの専門業者に委託して調査したものということとなっております。

委員長

それでも目視だけなんですよね。そりゃ専門家から見たということになるんでしょうけど。私は、やはりああいうことになってしまってる以上、町のほうでできることはやはりやっていくべきじゃないかなと。県の事業とはいえ、目視だけですまへんという、あれですかね。もうちょっとやはり調査していって、安全か危険かというところの判定をもうちょっと詳細にしていくべきじゃないのかなというふうに思うんですけど、このとりくみについては、今後どうなっていくんでしょうかね。

都市創生課長

こちらの宅地防災のとりくみについてなんですが、まず、県が調査されたのが、国の基準でいう3千平方メートル以上の大規模な盛土があった土地というふうになっておりまして、こちらの宅地内の擁壁を全て見るというのではなくて、その盛土した土地と地山との境目がずれていくような滑動崩落がないかどうかという、かなり大規模な地震によってずれがあるかどうかというのを見ているところでございまして、あくまで個々の家の宅地というのは見ていない状況となっております。そういったことも踏まえまして、こちらにつきまして、今後、今のところ経過観察となっておるんですが、こちらおそらく定期的なサイクルで専門業者について、これ、詳細な調査というのは難しいかなと思うんですけども、定期的なサイクルで目視調査をして、この滑動崩落の可能性があるようなひび割れですとか、地下水脈が変わったことによる水漏れ等見まして、そういった兆候があった場合に、ボーリング調査ですとか専門的な、実際

その現場で土を掘る等、何か簡単な調査ではなくて詳細な調査が必要になって くるものというような流れになっております。定期的な簡易調査がどれぐらい の頻度であるかというのはまだ県から示されておりませんので、県からそうい ったものが示されましたら、町もそのサイクルでこの管理をしてまいりたいと 考えるところです。

委員長

要は深層崩壊みたいな崩壊というか、土砂崩れになるか、ならないかという 調査で、表面的なああいう滑落については対象になってないよということなん ですかね。という理解でいいんですか。

都市創生

個々の住宅等については対象になっていないというところです。

課長

委員長

やはり町内でああいうふうに崩落が起こってしまってる。しかもその対象地域になってたところがというので、調査の目的というんですか、それがもともと違うかったというのはあるんでしょうけど、やはり県と連携して、町としても、もうちょっと詳細な調査をしていけないのかなと。外から目視してるだけでは、やはり変化がなかったらわからないですから、そこはもっと研究をしていっていただきたいなあというふうに思いますけど。部長いかがですか。

上田都市建設部長。

都市建設 部長

先ほど、課長も申しましたように3千平米以上のものを対象にしているということ。そして個人の所有物に対して、どこまで町が保護に対して何千件、何万件とある建物に対してそこまで把握できるかという観点からいたしますと、やはりまずは大規模な大きな地域として災害が起こらないかどうかということをまずは念頭に置いて、この事業を進めたいというふうに思っております。

委員長

私のほうもまたいろいろ考えてみたいと思いますので、置いておきます。そしたら、他にございませんか。

(な し)

委員長

ここで、13時まで休憩いたします。

(午前11時24分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長

それでは再開します。

次に、認定第6号 令和4年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審 香を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 部長

認定第6号 令和4年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設 部長

それでは、令和4年度 斑鳩町水道事業会計決算書に沿って説明させていた だきます。決算書及び決算付属資料と、資料1①から④により説明させていた だきます。決算書2ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出です。収入では、第1款 水道事業収益、最終予算額7億4,663万円に対しまして、決算額7億3,867万270円、差し引き795万9,730円の減となっております。次に、支出でございます。第1款 水道事業費用、最終予算額7億8,459万1千円に対し、決算額7億4,064万3,204円、不用額4,394万7,796円です。

次に4ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出です。第1款 資本的収入では、最終予算額1億9,979万4,100円に対しまして、決算額1億6,361万6,600円となり、3,617万7,500円の減です。次に支出です。第1款 資本的支出では、最終予算額3億9,759万3千円に対し、決算額が3億2,262万3,628円で、不用額は7,496万9,372円です。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,900万7,028円につきましては、当年度消費税及び地方消

費税資本的収支調整額1,257万6,215円と、過年度分損益勘定留保資金1億4,643万813円で補填いたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書です。当年度純損失は1,467万8,604円となり、当年度未処分利益剰余金は1億2,146万9,857円となりました。7ページをご覧ください。剰余金計算書です。最下段をお願いします。当年度変動額として、当年度未処分利益剰余金が1億2,146万9,857円となり、資本合計は、23億1,532万8,788円となっております。

8ページをお願いします。令和5年3月31日現在の貸借対照表です。まず、資産の部では固定資産が53億1,416万955円、流動資産は6億4,121万9,110円です。次に、9ページ、負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が、36億4,005万1,277円でございます。資本の部では、合計23億1,532万8,788円となっています。

次に、令和4年度決算付属資料の2ページをお願いいたします。水道事業報告書について、ご説明させていただきます。(1)総括事項といたしまして、業務状況では、契約件数が前年度より57件増加し1万1,553件となり、年間総給水量は前年度と比較して2万8,378立方メートル減の302万8,449立方メートルでございます。また、有収率は昨年度と比較して0.5ポイント減の92.6%でございます。建設改良費、配水設備では、配水管新設工事1件、老朽管更新事業で工事4件、委託1件、公共下水道築造工事関連で工事7件を発注し、管延長2,614mの整備を進めました。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より9,035万2千円増の2億3,172万5千円となります。詳細につきましては、5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載しております。

次に、財政状況でございます。営業収益のうち、給水収益は、有収水量が前年度と比べ4万2,041立方メートル減少し、新型コロナウイルス感染症の支援策として、基本料金を8か月分免除いたしましたことから、前年度と比較して9,345万5,575円減の5億1,760万5,425円となっております。また、営業費用では、前年度と比較して901万7,801円増の6億7,994万7,402円となりました。主な内訳としまして、原水及び浄水費では、修繕費、受水費等の減により、前年度と比較して701万3,618円

の減、配水及び給水費では、修繕費等の増により、前年度と比較して1,20 8万6,345円の増、総係費では、職員の人件費、賃借料等の増により、前年度と比較して750万8,457円の増、減価償却費は、前年度と比較して96万9,971円の減となっております。営業外収支は、1億2,410万4,105円の利益となりました。以上から純損失は1,467万8,604円となっております。次に、資本的収支では、収入総額1億6,361万6,600円、支出総額3億2,262万3,628円となり、差し引き1億5,900万7,028円の支出超過となり、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

3ページをお願いします。(2)経営指標に関する事項では、決算における経営成績について、経営の健全化を示す経常収支比率は、新型コロナウイルス感染症の支援策として、水道基本料金の免除を8か月行ったことなどにより、前年度比7.05ポイント減の97.9%となり、健全経営の水準とされる100%を下回っているものの、基本料金免除による一時的な給水収益が減少したものです。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は前年度比17.01ポイント減の84.74%で、こちらも同様に基本料金を免除したことにより一時的に減少しております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比0.25ポイント増の54.77%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.72ポイント減の28.47%となり、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比0.37ポイント増の1.62%となっております。

次に、4ページをお願いします。(3)議会議決事項として8事項、(4)職員に関する事項では、職員の配置状況として、業務関係で転入が1名、転出が1名で増減はなく、また会計年度任用職員が2名減となっております。

次に、6ページをお願いします。業務量に関する事項です。下段、供給単価では、1立方メートル当たり消費税抜きで185円52銭、新型コロナウイルス感染症の支援策による収益減のため、前年度比較29円10銭の減となっております。給水原価は、1立方メートル当たり消費税抜きで218円94銭、前年度と比較し、経常費用の増により、7円99銭の増となっております。

次に、9ページをお願いします。(1)固定資産の取得状況です。構築物では管工事として、総延長2,614mなどから、2億5,641万5,713円

の資産を取得いたしております。次に、10ページをお願いします。(2)重要な契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事として8件を発注しております。(3)企業債及び一時借入金の概況では、企業債の前年度末残高が11億9,832万3,782円、本年度借入高が7千万円、本年度償還高が9,062万648円となり、本年度末残高は11億7,770万3,134円となっております。なお、一時借入金はございません。(4)他会計補助金の使途については、全額減価償却費に充当しました。(5)その他の会計処理に関する事項で、たな卸し資産の購入限度額の執行額は142万4,009円となっております。

つづきまして、決算関係書類です。12ページから14ページにかけて収益的収支の明細、そして15ページには資本的収支の明細です。また16ページ、17ページに固定資産の明細、18ページ、19ページは企業債の明細、20ページは令和4年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書です。下から3行目の、資金増加額が9,391万8,367円減となり、資金期首残高5億6,923万7,880円から、資金期末残高は4億7,531万9,513円です。次に、参考書類としまして、22ページから27ページまで、各事業活動に係る推移を添付しております。28ページと29ページに主な経営分析比率を記載しております。最後に決算資料を添付いたしております。

資料4をご覧ください。石綿セメント管改良状況でございます。令和4年度には107mの改良を実施いたしております。

次に、資料6をお願いします。財政推計表を添付しております。現在、令和7年度の奈良県広域水道企業団の設立に向けて進めているところですが、町単独の水道事業で継続実施した場合(後刻、「県からの資料をいただいてそれを参考に財政推計したもの」と訂正)の令和34年度までを推計しております。

以上で、認定第6号 令和4年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何卒原案どおり可決、認定いただけますようお願い 申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、水道事業会計について、質疑をお受けします。 齋藤委員。 齋藤委員

資料13、決算付属資料の6ページですけども、下のほうに今部長から説明がありました供給単価が、これ8か月分の基本料金免除したために供給単価が下がったというのはこれは理解できました。もうひとつの給水原価が8円ほど上がっているのは経常費用が増えたためという話だったけど、具体的にはどういうことでしょうか。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道 課長 給水原価ですが、給与の職員等とか修繕費用等が主に計上されており、まず 昨年度より修繕の費用が増加しましたことと、人事異動に伴う職員給与の増加 と、これによって経常費用が増加したことが主な原因となっております。

齋藤委員

修繕費用というと具体的にどこですか。

上下水道 課長 まず、修繕ですけども、昨年に比べまして134件から189件ということで増えておりまして、また水道の漏水復旧、舗装復旧を昨年度の分まとめて、小さい箇所をまとめて一気に発注いたしましたことによりまして、工事費というのが増加したということでございます。

齋藤委員

ありがとうございます。あともうひとつ教えてほしいのが、資料14の最後 の推計表ですけども、昨年度の推計表と企業債残高を比べてみますと企業債残 高が増えているんですけども、最終的にはこれ一括してなりますから、企業債 残高はなくなるからいいんですけども、増えた原因というのは何でしょうか。

上下水道 課長 こちらにつきましては、まず、今年になりまして令和4年度の決算額、また令和5年の予算、こちらのほうを基本数値ですね、事業費等を見なおしをかけております。それに伴いまして、事業費が若干下がったり等しますので、企業債の借入が減額になったり等、その精査で企業債残高も変わってきているということでございます。

齋藤委員

もう少し具体的に教えてもらえないでしょうか。増えたり減ったりという話ですけども、去年に比べたらだいぶ増えているんですけども、去年の推計表と 比べると、どうしてかなって思って。

委員長

暫時休憩いたします。

(午後1時18分 休憩)

(午後1時20分 再開)

委員長

再開します。

岡村上下水道課長。

上下水道 課長

そちらにつきましては、こちらのシミュレーションが決算時の起債額ですね、事業を精査かけたことによりまして、令和3年度では決算に起債額を事業の関係もございまして5千万計上していたのを、令和4年度の決算時に、これは事業で精査いたしまして1億1千万変更等かけてます。これに伴って令和5年度につきましても、事業費のほう精査かけまして、当然、起債額等は毎年その上がった分を積み上げていきますんで、それによって事業費等が変わりまして、この企業債残高というのが増えたりするということでございます。

齋藤委員

極端に、令和15年度見てみますとね、去年の推計表を見ると8億7,99 0万9千円となってるんですけども、今回の推計表を見ると15億1,908 万8千円となってます。ですから倍とは言わんけども、違ってる。

委員長

暫時休憩します。

(午後1時22分 休憩)

(午後1時26分 再開)

委員長

再開します。

岡村上下水道課長。

上下水道 課長

すみません、昨年度の資料ですが、昨年度は一体化に伴いまして、県のほうから一体化になった将来推計というものも参考にしなさいということできてまして、それで見直したところではあるんですが、今までの当然、町として事業をしていっている分というのもありまして、推計表がわかりにくいかなというところがございまして、そちらのほうを一体化を伴うのではなしにして、今までの町のほうで考えております事業計画、これに伴う分でもう一度差し替えさせていただいたというところです。それでちょっと数値が変わっているということで差し替えさせていただいたところです。

委員長

そして、さらに聞いてはることに対していけますか。 暫時休憩します。

(午後1時27分 休憩)(午後1時39分 再開)

委員長

再開します。

ちょっと事実関係について確認できませんので、一旦調査してもらって、の ちほど整理して答弁していただけますか。

そうしましたら、引き続き、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、水道事業会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第7号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設

部長

認定第7号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設 部長

それでは、令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算書及び決算付属資料、そして資料①から④に沿って説明させていただきます。

決算書2ページから3ページをお願いいたします。(1)収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款 下水道事業収益、最終予算額7億3,299万9千円に対しまして、決算額7億4,209万3,981円、差し引き909万4,981円の増となっております。次に、支出でございます。第1款 下水道事業費用、最終予算額7億1,908万4千円に対し、決算額7億811万3,671円、不用額1,097万329円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額11億2,849万6,400円に対しまして、決算額10億2,249万6,400円となり、1億600万円の減でございます。次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額11億9,676万5,380円に対し、決算額が10億8,244万1,459円で、不用額は1億1,432万3,921円でございます。なお、表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,994万5,059円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,207万3,001円と、過年度分損益勘定留保資金3,787万2,058円で補填いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当年度純利益は1,192万3,351円となり、当年度未処分利益剰余金は2,667万1,745円となりました。7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。最下段をお願いいたします。当年度変動額として、当年度未処分利益剰余金が2,667万1,745円となり、資本合計は14億8,622万678円となっております。

8ページをお願いします。令和5年3月31日現在の貸借対照表です。まず、資産の部では固定資産が185億4,776万8,866円、流動資産は3億980万5,650円です。次に、9ページ、負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が173億7,135万3,838円です。資

本の部では、合計14億8,622万678円となっております。

次に、令和4年度決算付属資料の2ページをお願いいたします。下水道事業報告書についてご説明させていただきます。(1)総括事項といたしまして、業務状況では、本年度の業務量は、供用面積が9ヘクタール増え、269ヘクタールとなり、供用人口が1万9,567人となりました。また、接続申請件数は162件増加し、累計4,824件となり、普及率は、昨年度と比較して2.6ポイント増の69.7%、水洗化率は、昨年度と比較して0.4ポイント減の74.5%となっております。建設改良費、管路建設改良事業では、繰越工事1件、継続工事2件を含め、工事7件、委託業務1件を発注し、管渠延長3,585mの整備を進めました。これらの事業費は5億9,636万5,374円となっております。詳細につきましては5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。

次に、財政状況でございます。営業収支は4億1,734万4,313円となり、営業収益では、下水道使用料は、有収水量が前年度と比べ3万4,424立方メートル増加し、前年度と比べ449万2,173円増の1億6,120万159円となっております。営業費用では、前年度と比較して227万5,618円増の5億7,894万4,472円です。その主な内訳としまして、管渠費で委託料の減等により105万6千円の減、総係費では、人件費の減等により520万8,855円の減、また、接続数の増加により、汚水処理費の流域下水道管理運営費負担金が244万7,970円の増でございます。また、営業外収支では4億2,927万7,123円の利益となりました。

次に、特別損失では9, 459円の純増となりました。以上から純利益は 1, 192万3, 351円となっております。

次に、資本的収支では、収入総額10億2,249万6,400円、支出総額10億8,244万1,459円となり、差し引き5,994万5,059円の支出超過となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)経営指標に関する事項では、決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は101. 7%で、100%を超えておりますが、整備途中のため使用料収入が少なく、一般会計からの補助金に依存している状態となっております。使用料で回収す べき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率については70% 台と低い状況ですが、使用料収入に占める維持管理費に対して、有収水量が少 なく、汚水処理原価が高いことが低い要因となっております。一方、管渠等が 比較的新しいことから、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減 価償却率も11.09%と低く、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示 す管渠老朽化率と、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管渠改率は、と もにゼロ%となっております。

次に、4ページをお願いします。議会議決事項として5事項、そして職員に関する事項では、職員の配置状況として、転出が1.5名、転入が1.5名となっており、合計数の増減はございません。8ページをお願いいたします。固定資産の取得状況でございます。構築物では、管工事で総延長3,585mなどから、6億5,145万4,235円の資産を取得いたしております。

9ページをお願いいたします。重要契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事4件と測量調査設計業務委託1件、水道工事に伴う水道移設工事補償2件でございます。次に、10ページでございます、企業債及び一時借入金の概況では、企業債で、前年度末残高が83億7,386万3,246円、本年度借入高が3億8,440万円、本年度償還高が4億6,718万57円となり、本年度末残高は82億9,108万3,189円となっております。なお、一時借入金では本年度末残高はございません。

その他の会計処理に関する事項で、他会計補助金では一般会計からの補助金として合計で5億3,543万5千円を受け入れており、他会計補助金等の使途につきましては、収益の部では、一般会計からの補助金を総係費等に充当し、資本の部では、国庫補助金は管路建設改良費に充当し、一般会計からの補助金及び下水道事業負担金は、企業債償還金に充当いたしております。

続きまして、決算関係書類です。12ページから13ページに収益的収支の明細、14ページから15ページに資本的収支の明細です。16ページ、17ページに固定資産の明細、18ページから25ページまで企業債の明細です。

次に、26ページ、キャッシュフロー計算書です。下から3行目の、現金預金の増減額が9,735万2,790円の減となり、現金預金の期首残高の3億4,543万443円から、期末残高は2億4,807万7,653円となっております。次に、参考書類といたしまして、28ページから32ページま

で、各事業活動に係る推移を添付いたしております。

最後に決算資料といたしまして、資料を添付しております。資料1から4ですけれども、資料4をご覧ください。財政推計表です。令和22年度までの推計でございますが、下から3行目、企業債残高では、企業債が企業債償還金を上回らないように計画的に整備を進めるよう努めているところです。

以上で、認定第7号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について のご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何卒原案どおり認定 いただけますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、下水道事業会計について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

付属書類の、また推計表の件なんですけども、令和4年度の決算のところの普及率と接続率の項目、普及率が69.7、接続率が74.5となっておりますけども、令和3年度の推計表と比べてみると、令和3年度は普及率は、令和4年度は69.2になるという推計しておったんで、普及率は0.5上がってます。しかし接続率は75.8となっておったのが74.5となっておるから、若干下がっている。これは普及率が増えたから結果的に接続率が下がったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道 課長

普及率は整備が進みましたら面積当然増えますので、接続が増えますので、 おっしゃっているとおりでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結します。以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、14時20分まで休憩します。

(午後1時56分 休憩)

(午後2時20分 再開)

委員長

それでは再開します。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、第2款総務費のうち、教育委員会が所管をいたします決算の概要について、ご説明を申しあげます。主要な施策の成果報告書(資料編)の11ページをお願いいたします。第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、施策の実施内容一番下の青少年悩み事相談員の配置として、引き続き、中央公民館に当該相談員を配置をいたしました。次に、26ページをお願いいたします。第11目青少年対策費でございます。青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となり、青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めました。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、7月と11月の各強調月間に合わせ、商工まつりといかるがマルシェの各イベント会場において啓発物品の配布を行い、住民の方々への青少年の健全育成に向けた意識の高揚と協力要請、協議会組織の周知に努めました。さらに、青少年悩み事相談の実施として、引き続き、青少年のあらゆる悩みごとに対する相談事業を実施し、青少年を含めた住民の悩みの解消に努めました。

以上、第2款 総務費のうち、教育委員会が所管します決算の概要の説明と させていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。 中川議長。

議長

11ページの青少年悩み事相談員の配置で、これは年に何回あるんかな。

委員長

本庄教育次長。

教育次長

相談日といたしまして、毎週火曜日、金曜日、土曜日に実施をしております。時間のほうは午前9時から午後4時ということで、相談場所は中央公民館、また電話等での相談も賜っておるところです。

議長

155万円を36で割ったんがその方への謝礼か、でもないのか。

教育次長

おっしゃっておりますように、会計年度任用職員という形で雇用しておりま すので、会計年度任用職員の報酬、また通勤手当等々でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。 次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、第3款 民生費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要について、ご説明申しあげます。主要な施策の成果報告書(資料編)の61ページをお願いします。第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費でございます。放課後児童対策の充実では、児童の健全育成と女性の社会進出、就労等を支援するため、学童保育を引き続き実施し、学童保育室の適切な管理運営を行い、保護者が安心して児童を預けられる環境づくりに努めました。62ページをお願いいたします。学童保育室の充実では、保育環境の改善のため、斑鳩東学童北保育室の床の改修工事、斑鳩学童北及び南保育室への換気扇の設置工事、また斑鳩西学童北保育室のエアコンの取替工事を行いました。

以上、第3款 民生費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けします。

ございませんか。

(な し)

委員長

そしたら私のほうから1点お尋ねしたいんですけど、61ページの学童保育なんですけど、以前に保護者会から要望がありました、長期休暇中の開設時間を早めてほしいということに対して、町としても検討していただいていたと思うんですけど、それは今年度では実施していただいているんですかね。

本庄教育次長。

教育次長

ただいま、委員長おっしゃっていただきましたように、学童保育の開設時間 につきまして、保護者からの要望を受けて、平成29年度からいったん開設時 間を8時から7時45分にということで、前倒しをしておりました。近隣の公 立学童保育と比べましても、最も早い時間から延長保育も平成29年度ですけ れども延長しておりまして、最も早い時間から最も遅い時間まで開室している という状況でございます。また、町のほうでは保護者のニーズを把握するた め、定期的にアンケート調査のほうを実施しております。おっしゃっていただ いております令和3年度のアンケート調査のなかで、土曜日の開室時間、今現 在7時45分でございますけれども、95%の保護者の方がもう少し遅い時間 でも良い、また妥当であるという回答をいただいております。さらに夏休みな どの学校の長期休業期間中、こちらのほうもお尋ねをしておりますけれども、 同様の回答は89%という状況となっております。 開室時間のほうさらに早め まして、今と同様、安全安心な学童保育の運営を継続するためには、放課後児 童支援員等の人員の確保が大きな課題となっております。引き続き体制整備に 向けて検討していきますとともに、保護者のニーズの把握にも引き続き把握に 努めながらよりよい運営を目指していきたい、そのように考えておりますの で、ご理解よろしくお願いいたします。

委員長

学童保育につきましては、もともと保育ということもあって、町の保育園では受け入れていただいていた時間が、子どもが学童に上がると受け入れてもらえないということで、延長保育も延ばしていただいたり、平成29年でしたか

ね、早めていただいたりというのはあるんですけど、やはり私も保護者の方から以前相談受けたのは、子どもが学校にあがってしまう、学童に行くようになると、働き方を変えなければいけないようなことが求められるというのは非常に難しいし、それは町として対応していただきたいという声もありまして、保護者会の声ということもありまして、要望させていただきました。アンケートの回答率については9割近くが別に早くなくていいという回答ですけれども、やはり残りの何パーセントの方はそれに対応してほしいという、それがあるからこそ保護者会から要望があったものやというふうに思いますし、人数が少なければ対応していただく支援員さんですね、最低限の確保という形で、対応していただけるかなと思うんです。その中でも人員の確保は難しいということなので、それについては引き続き募集をしていただいて、保護者のご要望にこたえていけるような形で、体制取っていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

ほかよろしいでしょうか。

(な し)

委員長

これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。 次に、第9款 教育費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、第9款 教育費についてご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書(資料編)の130ページから164ページでございます。はじめに130ページをお願いします。

第1項 教育総務費でございます。第1目 教育委員会費では、教育委員会の 活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また生涯学習・文化等に 関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しました。

続いて、第2目 事務局費でございます。子ども模擬議会の開催では、一日 議員として議会で意見や希望を発表することにより、行政や議会に関心を持つ 機会づくりを目的とした体験学習の場として、子ども模擬議会を開催をいたし ました。次に、就園・就学事務及び特別支援教育就学指導の充実では、次年度 に就園・就学予定の幼児・児童に対する健康診断の実施や、就園・就学に係る 案内等を行ったほか、支援を必要とする児童・生徒等に対しまして、医師や学 校関係者等による教育支援委員会や就学予定児童教育相談を開催するなど、一 人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導、教育相談を行いました。13 1ページをお願いいたします。外国人英語指導助手ALTの配置では、斑鳩町 におきましては、新学習指導要領の令和2年度からの小学校における英語の教 科化に先がけ、1年前倒しをして、令和元年度から各小学校にALTを配置し ております。引き続き、小・中学校において、ALTを積極的に活用し、児童 生徒の英語教育の更なる充実を図るとともに、幼稚園、保育園にも派遣をし、 幼児期から英語に触れる活動を実施しました。次に、学習支援の実施では、引 き続き、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ること を目的に、教員OB等によるスクールサポートを実施しました。132ページ をお願いします。教職員の健康管理では、町立小・中学校に勤務をする教職員 の定期健康診断を行いました。次に、スクールカウンセラーの配置及び、13 3ページのスクールカウンセラーの活用では、従前からの奈良県からの派遣に 加え、令和3年度からは、町でスクールカウンセラーを1名配置し、児童生徒 の学校における諸問題、案件の複雑化に対応することとし、相談体制の充実に 努めております。さらに、斑鳩南中学校に、心の教室相談員を配置し、生徒の 相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、またストレスの軽減などに努めていると ころです。次に、小・中連携教育の実践では、小中連携教育の3つの柱とし て、小・中学校の教師が、英語部、斑鳩部、交流部の3つの部門に分かれて、 小学校と中学校の連携に関する活動を行いました。134ページをお願いしま す。斑鳩町史の編さんでは、町史の編さんにあたり、その調査、執筆をすす め、本年度は、新修斑鳩町史上巻を発刊いたしました。

続きまして、第3目 私立学校振興費です。令和元年10月から幼児教育無償化制度が導入され、引き続き、私立幼稚園に対し、保育料、入園料、預かり保育利用料について補助を行いました。さらに低所得又は多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費の内、副食材料費について補助を行いました。

135ページをお願いします。続きまして、第2項 小学校費です。

第1目 学校管理費では、小学校の運営に係る費用として、小学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費の支出、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理

に係る経費を支出しました。特に、一番下の小学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施しており、小学校第1学年、第2学年は1学級当たり30人とし、第3学年から第6学年までは1学級当たり35人を基準としながら、平均児童数が30人を超える学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めました。136ページをお願いします。小学校の和式トイレの洋式化では、小学校の和式トイレの洋式化及び自動水栓や自動照明への切替えなど感染症対策を行いました。

第2目 教育振興費です。小学校特別活動の推進では、児童の自主性や個性を伸ばすため、運動会や芸術鑑賞など各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、その推進に努めました。137ページ、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する理解を深めること等を目的に、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓といった伝統文化の学習を行いました。次に、小学校図書の整備では、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進するとりくみを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費により、3校で1名の学校司書を配置しました。138ページ、小学校特別支援教育の充実では、難病を抱える児童の就学にあたり、校舎の窓に紫外線防止フィルムの貼付けを行いましたほか、障害に応じた特別な支援を行うため、通級指導教室の開室や特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図りました。次に、要保護・準要保護児童就学援助では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行いました。

139ページ、第3目 保健体育費です。児童の健康管理では、学校医等による児童の定期健康診断を行いました。小学校給食の充実では、令和4年度は、物価高騰等に対応するため、令和4年10月から令和5年3月までの学校給食費に対し、補助金を1食あたり30円から50円に増額するとともに、小学校におきましては、月額4,200円の給食費について、令和4年7月から令和5年2月分まで無償化をいたしました。

141ページをお願いします。続きまして、第3項 中学校費です。

第1目 学校管理費では、小学校費と同様に、中学校の運営に係る費用として、中学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費の支出、

消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理に係る経費を支出しました。中学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施し、全学年で1学級あたり35人を基準とした学級編制とし、平均生徒数が30人を超える学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めました。142ページをお願いします。中学校の和式トイレの洋式化では、中学校の和式トイレの洋式化及び自動水栓や自動照明への切替えなど感染症対策を行いました。

第2目 教育振興費です。総合的な学習の時間をとおして、キャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図るとともに、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動等に対する助成を行っております。中学校特別活動の推進では、生徒の自主性や個性を伸ばすため、体育大会や芸術鑑賞など各種学校行事、部活動及び校外活動等において、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、その推進に努めました。143ページ、中学校図書の整備では、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むとりくみを行うとともに、引き続き、町費により、2校で1名の学校司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。次に、中学校特別支援教育の充実では、障害に応じた特別な支援を行うため、通級指導教室の開室や、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図りました。144ページをお願いします。次に、要保護・準要保護生徒就学援助では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行いました。

続きまして、第3目 保健体育費でございます。生徒の健康管理では、学校 医等による生徒の定期健康診断を行いました。145ページをお願いします。 中学校給食の充実では、令和4年度は物価高騰等に対応するため、令和4年1 0月から令和5年3月分までの学校給食費に対し、補助金を1食あたり30円 から50円に増額するとともに、中学校においては、月額4,600円の給食 費について、令和4年7月から令和5年2月分まで無償化をいたしました。

146ページ、第4項 幼稚園費でございます。第1目 幼稚園費では、幼稚園の運営に係る経費として幼稚園教職員に係る人件費の支出のほか、特別な支援を必要とする園児の保育充実のため、引き続き、町費で臨時講師を配置す

るとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。また、令和3年度から預かり保育を開始し、引き続き、幼児の健やかな育成と保護者への子育で支援の充実を図りました。147ページ、園児の健康管理では、学校医等による園児の定期健康診断を実施し、園児の健康管理、指導を行いました。幼稚園の和式トイレの洋式化では、幼稚園の和式トイレの洋式化及び自動水栓や自動照明への切替えなど感染症対策を行いました。148ページ、町立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、幼児教育の無償化として、保育料の徴収をしないこととしております。このようななか、幼稚園給食費の援助として、給食の提供につきましても、給食材料費、調理洗浄業務に係る経費について助成を行い、さらに、低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費の内、副食材料費について助成を行っているところです。また、令和4年度では、物価高騰等に対応するため、令和4年11月から令和5年3月分までの給食費に対し、補助金を1食あたり30円から34円に増額をいたしました。

149ページ、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございます。 家庭教育講座の開催では、子どもたちのより良い成長を目指して、子育てや家庭教育について学び合う場として、子どもを持つ保護者を主とした家庭教育講座を開催いたしました。次に、ホリディ学園の開催では、日常生活において学校や家庭では体験しにくい自然や社会の中での体験を通じて自己の知識を広め、集団生活の大切さや各自の役割を学び、社会性を育み自分を育てることや、地域のリーダー育成を目的として、小学校4年生から6年生を対象としたホリディ学園を開校いたしました。学校・地域連携教育支援活動の推進では、休日や学校長期休業等における子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保などを目的に、小学生低学年を対象に、ちびっこホリディ学園を開校しました。

150ページ、社会教育活動の支援では、住民の生涯学習ニーズに的確に応えていくため、学習機会の提供等を行うなど生涯学習の振興を図るとともに、社会教育の促進・支援を図るため、各種社会教育団体の活動を支援をいたしました。次に、二十歳のつどいの開催では、成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、成人式の名称を「二十歳のつどい」に改め、開催しました。小・中学校の恩師によるビデオレターの上映や、法隆寺やJRの協力により、フォトパネルの制作や法隆寺駅でのお祝いメッセージの表示など、新成人の祝福に

花を添えていただきました。次に、人権セミナーの開催では、一人ひとりが自 分自身の課題として、生涯を通して人権問題に対する理解を深めていただくた め、6回の人権セミナーを開催をいたしました。人権教育推進協議会活動に対 する支援では、第73回全国人権・同和教育研究大会が奈良県で開催をされ、 中央公民館でオンライン会場として全体大会等の様子を配信しました。

151ページをお願いします。続いて、第2目 公民館費でございます。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、公民館の運営と施設の適切な維持管理を行うとともに、公民館の充実では、東公民館及び西公民館のエアコンの更新や、各公民館に防犯カメラの設置を行いました。次に、公民館まつりの開催では、公民館活動の発表や住民交流の機会として、感染症対策を講じながら3年ぶりに公民館まつりを開催をいたしました。152ページをお願いいたします。公民館教室の開催、また生涯学習講座の開催では、引き続き、生きがいづくりや知識・技術の習得を図るため生涯学習の機会づくりの場として公民館教室や生涯学習講座を開催いたしました。

続いて、第3目 文化祭費であります。斑鳩の里文化芸術祭の開催として、 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、式典と美術展覧 会を開催をいたしました。

153ページ、第4目 文化財保存費でございます。町内遺跡の発掘調査では、中宮寺跡の北側において、遺跡の広がりや内容を確認するための発掘調査を引き続き実施しました。開発に伴う発掘調査では、令和4年度は、興留地区において、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査を実施しました。154ページをお願いいたします。次に、奈良大学との連携事業では、8月に極楽寺墓地内に所在する鏡塚伝承地などの測量調査を行うとともに、2月から3月にかけて、戸垣山古墳と舟塚古墳について、古墳の範囲や内容確認を目的とした発掘調査を実施しました。155ページ、史跡藤ノ木古墳の公開では、新型コロナウイルス感染症のため中止としていた石室特別公開について、ライブ配信の実施や、秋季には事前申し込み制等により現地での石室公開を実施しました。史跡中宮寺跡活用事業の実施では、町民の方からいただいたこいのぼりをゴールデンウィークの期間を中心に掲揚するとともに、ボランティアの方の協力もいただきながら、レンゲやコスモスを植栽するなど、身近な歴史公園として、親しみのある魅力づくりに努めました。

156ページ、第5目 図書館管理運営費です。はじめに、図書館サービスの充実では、前年度に引き続き、町内の幼稚園、保育園に通う5歳児を対象に、図書館ご招待デーを実施しました。また、図書館内の資料検索用パソコンを利用者自ら操作し、セルフ貸出が行える自動貸出システムについて、令和5年、本年4月からの運用に向けて整備いたしました。次に、158ページにかけまして、町立図書館蔵書の充実です。町立図書館の令和4年度末現在の蔵書数は17万5,871冊、3公民館図書室は3万7,828冊、計21万3,699冊となっております。令和4年度も引き続き、利用対象を斑鳩町在住・在勤・在学者に限定するなど、感染症対策を講じながら、サービスの提供に努めたところです。次に、158ページ、ブックスタートの実施です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年度は、会場での読み聞かせについては中止としております。159ページ、電子図書館サービスの充実では、令和4年4月から電子雑誌の読み放題サービスを開始しました。今後も様々なジャンルのコンテンツの充実に努めてまいります。

続いて、第6目 文化財活用センター管理運営費です。160ページにかけまして、文化財活用センターの運営では、春季に企画展、秋季には特別展を開催いたしますとともに、展示会の開催を記念した講演会を開催しました。引き続き、リピーターの確保など、来館人数の確保に努めてまいります。また、郷土の歴史に対する関心を高めていただくことを目的に、小学校4年生から6年生を対象としたこども考古学教室や、中学生以上を対象とした斑鳩考古学講座を、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら開催しました。

161ページ、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費です。はじめに、マラソン大会の開催では、令和3年度にFINALを迎えた「いかるがの里・法隆寺マラソン」「斑鳩三塔健康走ろう会」に代わる新たな大会の開催に向け、新コースの設定などの準備を進めました。また、町内在住のご家族を対象に、いかるが溜池周遊道路において、「いかるが溜池ふれあいファミリージョギング」を開催をいたしました。学校体育施設の開放では、地域住民の身近なスポーツ施設、地域のスポーツ活動の拠点として、小学校体育施設を土曜・日曜及び平日の夜間に住民に開放いたしました。

162ページ、第2目 健民運動場費でございます。健民運動場の充実として、令和4年度では、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、健民運動場の表層

土改良工事を行いました。

163ページ、第3目 町民プール運営費です。町民プールにつきましては、施設の老朽化等により運営を休止することとし、その代替事業として、町立小学校のプールを活用した移動町民プールを開催いたしました。

164ページ、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費です。生涯スポーツの振興を図るため、本町のスポーツ施設の拠点や身近なスポーツ拠点として、また、住民相互の交流の場として、引き続き、すこやか斑鳩・スポーツセンターの適切な管理運営・維持管理に努めたところです。スポーツトレーニング室の運営では、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、スポーツトレーニング室のトレーニングマシンの更新を行いました。

以上、教育費にかかります決算の概要の説明とさせていただきます。よろし くご審査賜りますようお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

131ページの三つ目ですけども、外国人英語指導助手ALTの配置ということで、小学校に各1名、中学校2校で1名と書かれてますけども、小学校よりも中学校のほうがALTの、英語を勉強しますので、外国人の発音、指導者のほうがいいような気がするんですけども、中学校2校で1名というのは、どういう理由があるか教えてもらえませんでしょうか。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務 課長

ALTの配置につきまして、中学校では英語を専門とする専科の教員が授業を行っております。一方、小学校では英語の教科化が行われた中、小学校では英語が専門ではない担任の教員等が授業を行っているところです。このため町におきましては、英語に早くから慣れ親しめるように英語学習時の授業の補助といたしまして小学校には各校1名ずつ、ALTを配置をさせていただいてるという状況でございます。

齋藤委員

134ページの一番上の斑鳩町史の編さんということで、上巻、立派な本が 出来上がりましてすばらしいと思いますけども、次の分は、中巻なのか下巻な のかわかりませんけれども、その辺のスケジュール感というのがわかっていれ ば教えてもらえませんでしょうか。

教委総務

課長

町史につきましては、現在、目標といたしまして考えておりますのが、令和7年度末に中巻を、そして令和9年度末に下巻を発刊するスケジュールで進めてまいりたいと、このように考えております。

齋藤委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。それから、142ページの中学校の栄養士の配置と書いてますけども、中学校各校に1名となってます。それで136ページの一番上には、小学校は3校で1名となっておりますけども、この配置、小学校3校で1名、中学校各校1名というのは、どのような理由でこのような配置になっておるのか、教えてもらえませんでしょうか。

教委総務 課長

栄養士の配置についてですけれども、小学校では県費の負担職員が2名、それぞれ1校ずつ配置をされております。こうしたことから町費で、小学校で1名、中学校で2名配置をさせていただいておりまして、斑鳩町におきましては給食調理に関しまして、各校で調理を行う自校方式をとる中、栄養士につきましては各校において衛生管理また給食にする物資の管理等を担任しておりますので、各校に1名の栄養士が配置できるよう、町費のほうで配置を追加で行っているという状況でございます。

齋藤委員

わかりました。各校に1名ずつ配属されるということですね。それから143ページ、下のところ、中学校特別支援教育の充実で、小学校は斑鳩小学校、斑鳩東小学校にありますけども、斑鳩西小学校が抜けているのと、中学校では斑鳩中学校にあって斑鳩南中学校にないのは、何かこれは理由がというか、それぞれの学校に設置したほうがいいんじゃないかなあと思うんですけど。その理由を教えてもらえませんでしょうか。

教委総務

通級指導教室につきましては、町といたしましては各小学校、各中学校に、

課長

最終的にはそれぞれ設置をしてまいりたいということで考えておりますが、こちらにつきましては県の職員のほうの派遣が必要となってまいりますことから、県のほうに要望をして配置をしていただいているという状況でございます。そうした中、今年度、令和5年度から斑鳩西小学校におきまして、新たに通級指導教室が開設したところでございまして、あと南中学校につきましては、訪問巡回指導という形で通級指導教室が開始されている他の小・中学校の教員が出向いて対応を現在、行っているという状況でございます。

齋藤委員

ありがとうございます。ということは西小学校は県の職員に配属してもらってると。ただ、南中学校はまだそこまでいってないので、2校で共用してるというか、南中学校の方は斑鳩中学校まで行っているというふうな理解でいいでしょうか。

教委総務 課長

巡回指導という形で、教員のほうが南中学校に出向いて対応を行っているということでございます。

齋藤委員

ありがとうございます。149ページの一番下の、学校運営協議会制度、コミュニティスクールの導入とありますけども、これの調査研究を行ったとありますけども、これのちょっと意味がよくわからないのと、それから、PTAとかありますので、その辺どこが違うのか教えてもらえませんでしょうか。

委員長

本庄教育次長。

教育次長

コミュニティスクールですけれども、保護者また地域住民の意見を学校運営に反映をする、地域とともに学校づくりを実現するための仕組みというところで、平成16年に制度化をされまして、平成29年の3月に法律の改正により設置のほうが、今、申しあげてる学校運営協議会の設置のほうが教育委員会が努力義務とされたところです。昨年度、先進地視察等というところですけれども、すでにこの学校運営協議会制度を導入しておる山添村のほうに視察、また、山添村の担当の方にこちらに来ていただいて、各校の校長を含め研修を受けさせていただいたところです。こちらに関しましては、先ほど、申しあげま

したように保護者また地域住民の意見を学校運営に反映させるというところになりますので、コミュニティススクールへの移行にあたりましては、学校に過度な負担とならないように、将来にわたってよりよい運営ができますよう、課題等しっかりと整理をしながら慎重に進めてまいりたいと、現在、教育委員会のほうではそのように考えているところです。

齋藤委員

この学校運営協議会制度というのは、具体的には学校の運営を地域住民も一緒になってやっていこうということになりますと、例えば、高齢者世帯だとか、そういう人たちをどうやって巻き込んで全体で運営していくというのか、何かそのイメージがよくわからないんですけども。

教育次長

こちらのほうの学校運営協議会というところで、委員さんのほうを選任をさせていただいて、地域住民の方を委員さんとして選任をさせていただいて、その方の学校に関するご意見を伺いながら、地域とともにある学校運営というようなところで進めているというところですので、巻き込んでいくといいますか、委員さんの地域住民の方のご意見を聞く場を、学校に関するご意見を聞く場を設けるというところでご理解いただけたらなと、このように思います。

齋藤委員

わかりました。それから151ページの下から二つ目、公民館の充実とありますけども、この公民館の充実のところで、エアコンだとかカメラだとかありますけども、住民の使うほうから見ると、Wi-Fiが欲しいという話をしょっちゅう聞くんですけど、ぜひその充実の中に、住民目線でそのWi-Fiの設置、この辺のところをご検討いただけないかなというふうに思いますけども、どのようなお考えでしょうか。

教育次長

以前からご意見もいただいておるというようなところです。昨今、スマートフォン普及また動画配信の普及等々がございます。そういった中で、公民館利用者の利便性の向上等を図っていくというところで、モバイルルーターということで、モバイルルーターを貸し出すという形で、今年度、一番利用者の多い中央公民館のほうで試行的に入れさせていただくような形で現在、調整をさせていただいております。調整つきましてご利用いただけるようになりました

ら、また利用者の方等々への周知等、図らせていただいて、利用状況等も見させていただければなと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

齋藤委員

ありがとうございます。よかったらまた西公民館、それから東公民館のほう にも充実していただければありがたいと思います。

それから152ページの二つ目、生涯学習活動に対する支援ということで、この交付件数が令和3年度も8件、令和4年度も8件となってます。自治会の数が100を超える中で、この8という数字しか交付してないというのは、やはりどこか欠陥があるというか、制度に問題があるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひこの制度をもう一回見直していただいて、例えば、人数が15名とか区切りありますのに、自治会が15名いない自治会もあったりしますし、それから、200世帯、300世帯といった自治会もあったりしますので、その辺のところのその公平性とかですね。それからまた、非自治会員が3分の1いる中で、3分の1の住民は使えないという制度もありますので、この辺のところ、ぜひともご検討いただいて、やはり住民が生涯学習にしっかり対応できる制度にしていただきたいなというふうに思いますので、これは回答は要りませんので、ぜひともお願いします。

それから、154ページの下から二つ目の春日古墳のデータが最終年度だったとありますけども、ぜひ、この春日古墳というのは開けてどんな古墳になるのか楽しみにしてる住民が多くおりますので、現在の状況とこれからのスケジュール感というのがわかったら、教えてもらいたいと思います。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事

ただいまご質問いただきました件につきましてですけれども、まず、春日古墳の進捗状況についてでありますが、ここに報告しておりましたように、これまで奈良文化財研究所及び京都大学により実施してまいりました環境測定調査につきましては、墳丘内外における環境調査データを複数年分採取できましたことから、昨年度末をもって一旦終了しております。そこで、安田家住宅を含む春日古墳の保存活用方法をどのようにするか、また、保存及び活用に係る整備及び維持管理経費はどの程度必要になるか等の検討を行う中で、具体的に示

しながら検討し、また、調査検討委員会での意見等を踏まえまして、今後の方 針を決めてまいりたいと考えているところではあります。

齋藤委員

ありがとうございます。あと検討委員会という話ありましたですけども、そのスケジュール感というのはどのような感じで、スケジュールなのかどのように考えてるか教えてもらえませんでしょうか。

生涯学習

課参事

ただいま申しましたように、まだ内部の検討中でございますので、その辺りの取りまとめができ次第、検討委員会の開催についても決めてまいりたいと考えているところです。

齋藤委員

しつこいですけども、検討委員会は今年度中に開かれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

生涯学習 課参事

ただいま先ほど申しました春日古墳の調査の費用であったり、安田家の住宅の補修及び維持管理費、また、土地の経費等々、今、資料を集めているところです。特に、調査費用等につきましてはまだいろいろと調べることが多ございますので、ちょっと今年度まとまるというところをここで申しあげることはできませんが、でき次第、早急に対応してまいりたいと考えているところです。

齋藤委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。それから、その次のところの奈良大学との連携事業ということで、先日、舟塚古墳の説明会がありまして多くの方が来られておりましたですけども、ぜひ刀とか出てますので、報告の展示会というのをやっていただきたいというふうに思いますので、これは回答は要りませんのでよろしくお願いします。

それから、155ページの史跡中宮寺跡活用事業の実施で、前もお願いしておりますけども、駐車場をぜひ北側に発掘調査されて、ほぼ終わったんじゃないかなというふうに思いますので、そこのところの発掘調査が終わって問題ないところについて、ぜひとも北側のほうに、県道から渡らなくてもいいところに駐車場をご検討いただきたいというふうに思いますけども、その辺のところはいかがでしょうか。

生涯学習

課参事

これまでも委員等々からご意見をいただいている史跡中宮寺跡の駐車場につきましては、歴史公園として史跡中宮寺跡の活用を図っていくにあたり、その駐車場の必要性については町も認識しており、今後、整備に向けて進めてまいりたいと考えているところです。

齋藤委員

ぜひ早めにご検討いただいて、実施いただきますようにお願いいたします。

委員長

横田委員。

横田委員

資料の139ページの学校給食の充実のところですけど、先般、広島の給食 事業者が倒産して、給食がストップしているという状況がありますけれど、斑 鳩町の業者選定の基準、それから事業者の見直し、この辺の周期とかはどのよ うになってるか教えてください。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務 課長

まず、給食関係の業務につきまして、給食の食材料については小・中学校に おける給食会計で代用しておりまして、こちらについては別途、別会計を設け ておるという状況です。また給食の調理洗浄業務については、入札により業者 委託を行いまして、現在の委託期間につきましては令和4年4月1日から令和 7年3月31日までの3年間となっておりまして、主に給食の関係事業者のほ うにより入札を行い、事業のほうを実施しておるという状況でございます。

委員長

大森委員。

大森委員

137ページと143ページの、小学校情報教育の推進と中学校情報教育の 推進とあるんですけど、これはたぶんパソコン台数は増えてないと思うんです けど、かなりの金額がここに使われてるんですけど、その理由は何ですか。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務

課長

こちらにつきましてはパソコン教室に設置しておりますパソコンの分のリース料という形になっておりまして、ですので設置台数については変わっておらないという状況でございます。

大森委員

リース代ということでわかりました。今、デスクトップというか、わからないすけど、小学校も中学校も、授業にパソコンを使ってる回数とかわからないですけど、ここにお金をかけるというよりかは、ICTでパッドも配ってるので、そっちにお金をかけたほうがいいんじゃないかなと僕は思うんですけど。それはただ意見として言っておきます、それだけです。

委員長

ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員

136ページ、142ページですけども、芸術鑑賞のところですけども、斑小だけが今回受けられたのか、また中学校は斑鳩中学校がジャグリングということなんですけども、これ、斑小、斑中だけなのか、どうなんでしょうか。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務 課長 こちらにつきましては文化活動奨励補助金という形で町のほうから文化活動、芸術活動される際に補助金を交付させていただいているものでございます。令和4年度につきましては、こちらに記載をさせていただいてる斑小と斑中のみとなっておりまして、こちらについてはそれぞれの年度ごとに学校のほうが企画をして、やられておるという状況でございます。以上です。

奥村委員

学校が企画するということは学校が自発的にということですよね。これ、できたら教育委員会からも呼びかけていただいて、不公平のないように、それぞれのその全小学校、全中学校で年に1回はこういうことをしていただけるという、そういうような押し出しというか、とりくみはいかがでしょうか。

教委総務

特に、昨年度まではコロナウイルスの影響もありましたので、なかなか集ま

課長

りにくいというような状況もございましたが、今年度以降につきましては5類相当になったということで、こういった機会についても企画しやすくなっているものと考えておりますので、町といたしましても、こうした活動については積極的に行っていただきたいということで考えております。

奥村委員

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。それと、先ほど齋藤 委員からもお話がありました、舟塚古墳のところです。154ページだったか と思うんですけれども、これは教育長にお聞きしたいんですけれども、今回、 住民の方からもたくさんの方がここへ行かれたということで見に行かれて、な かなか斑鳩町の方が行っておられなかったのかなというお話がありまして、学 校でも子どもたちにこんなすばらしいものが斑鳩町として出てきたのだから、 いかがかなと、学校でも先生方から教えていただけないかというお話があった んですけど、これについては、教育長、いかがでしょうか。

委員長

山本教育長。

教育長

実は舟塚古墳の説明会、私も遅ればせながら、行かせていただいて、小学校の先生方とも直接、お会いさせていただいて、小学校の先生に私のほうからお願いをさせていただいたのは、今ちょうど「いかるが楽」を展開しておりまして、各、年間5時間授業しております。舟塚古墳に関しては、子どもたちに直接、見ていただくことというのはちょっと難しいかなと。ただ、写真と資料もこちら用意しますので、実は先生方に授業の中でこれを展開して、先生方が見た、思った感想とか、見てどうだったのか、刀の話もありましたけども、それとか瓦とかたくさん出てますので、そのバックボーン、背景をどのように子どもたちに伝えるか、現状を伝えることイコール舟塚古墳と藤ノ木古墳とまた法隆寺さんとの関係から、やはり子どもたちが夢を広げていく、そういった授業を展開してくださいという具体的な話を、今度の校園長会で私のほうからさせていただいて、一斉に小・中学校を展開してまいりたい。ただ、小学校1、2年生とそれから3年生から6年生、中学校1年から3年生、若干、年齢差に差異がありますので、授業の展開の仕方につきましても、ちょっとこちらのほうからアドバイスしながら展開してまいりたいと、そのように思っております。

奥村委員

ぜひともよろしくお願いいたします。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

伴委員。

伴委員

決算附属参考資料の10ページ、その一番下から2番目で、私、これは何回もこういう場で話しさせていただいて、同じ話になるんですけど、やはりこれ、何とか見直していただけないかなと。やはりスポーツセンターの施設用地、これ、テニスコートだと思うんですけど、結局、平成11年から令和21年、約40年間の契約期間で、金額が約350万円弱。やはりこれ、もう買えるんちゃうかいなというように思います。そしてなおかつ、別にテニスコートは必要なものだと思っております。よく利用されてます。何かイメージからすると、ボールが出ていかへんかなと。私はテニスしないのでわからないですけど。決して余裕のある場所といいますか、飛び跳ねて外へ出てもおかしくないなあと。誰かに当たってもおかしくない。そしてもう25号線もそばにある。そのところを、体育館であれば、裏側のほうといいますか、やったら緑のあるそういうところもあるのに、これ、すごい買えるほどの値段の賃借料、これはもう契約は、これは絶対にもう固定されて、いっぺん契約したもんやから変えられないものなのか、もう一度、お聞きしたいんですけど。

委員長

本庄教育次長。

教育次長

今おっしゃっていただいておりますように、地権者の方とは覚書の締結後に 売買の、いわゆる買収させていただきたいというようなお話もしてきたという ところは私も伺っております。そういった中で、昨年度の契約にあたりまして 地権者の方とも交渉をさせていただく中で、このように今、伴委員さんがにお っしゃっていただいた資料のところに平米2,300円かかっております。そ れまで以前は2,400円でございました。そういったところから100円と は言いますものの、地権者の方にご理解をいただく中で、これ、面積が相当ご ざいますので、年間で言いますと約15万円くらいの影響が出てまいりますの で、そういった形での交渉もさせていただいてるところです。今後、現テニスコート、おっしゃっていただいてますご利用のほうもある状態ではございますが、全体的なところも見させていただく中で、検討等も場所の移動がございましたりとかそういったところも含めて、検討もさせていただけたらなあというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

伴委員

やはり、これもう経緯はわかりません。正直言って聞かないですけど、40年間とこの金額という、1億円をゆうに超えますわ、実際、トータルの支払い額。ましてよくこういう建物だったら定期借地というような感じである。これはすごいなと正直言って感じるところがありましてね、その場所なんかもちょっと考えていただいて、やはりこれ続いて、それで決してそのスペースがすごい広い土地であったとしても、テニスコート、あれ2面あるんですか、考えていくと、決してきちきちでプレイされているような感じもしますし、ちょっとやはりこれは検討していただければと。もし可能であればもうこの契約自体に非常に疑義を感じるぐらいの金額。値段交渉というより、その辺柔軟に、これも途中で場所を変えてというようなことも検討していただければと思います。

続いて、もう一つ、先ほどちょっと同僚の委員が質問した給食ですけど、139ページ、これ小学校であれば139ページ、給食ですね。この委託で入札してという形ですけど、これに関して、これちゃんと金額なんかもだいたいいつも同じような感じもしますし、そこで、選定業者もこの学校はこの給食業者という形で、ある面でその安定性というのは必要だと思うんですけど、その辺はもうずっと同じような形で斑鳩町。ある面で僕、逆に言ったら昨今、非常に材料費が上がり高熱費が上がり、逆の心配もあるんです。だからその辺りも踏まえて、決して今までの状況と、この決算でちょっと教えてください。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務 課長

傾向的には、やはり今おっしゃっていただいたような形で、結果としては、 同じ業者さんのほうが取られているというような状況でありまして、安定的に はなってるのかなという反面、また価格競争等のことも考えられますので、先 ほど、申しあげたとおり今の委託契約のほうが令和7年3月31日までありま すので、次回の入札につきましては、また他自治体の事例も勘案しながら、検 討を行っていきたいというふうに考えております。

伴委員

ちょっと私が心配してる。逆に、安定性という面で、昨今そういう形でちょっと不安定な要素が、光熱費から材料費からある。その辺りから、この委託業者から何か町のほうに話は入ってませんか。

教委総務

課長

実際、光熱費等については町のほうで負担をしておるということでございますので、どちらかというと調理洗浄業務にかかる人件費が主な業者のほうの委託内容になっておりますが、現時点におきましては契約内容の変更を求める等の相談については寄せられてないという状況でございます。

委員長

ほかにございませんか。

小城委員。

小城委員

132ページ、施策の成果資料編、ICT指導員の配置というところ71万 5千円ですか、小中学校におけるICT教育のさらなるというところで、どう いったことを教員に指導されてるのか、内容を教えてもらってもいいですか。

教委総務

仲村教委総務課長。

課長

教委総務

課長

こちらにつきましては、GIGAスクール構想が始まりまして実際に1人1 台端末を使った授業のほうが始まっている中で、そういったICTを使ってど のような授業をしていくのかという技術的な支援のほか、また、学校のホーム ページの作成等に係る技術的な支援、こういった教員からの相談に対して対応 していくというような仕事が主な内容になってございます。

小城委員

それは常駐でされてるというか、月何回とかという契約なんですか。

教委総務

課長

こちらはICT指導員といたしましては、基本的には週3日7時間の勤務になってございます。

小城委員

もう一点、137ページの日本伝統文化の学習ですね、斑鳩町では、斑鳩小学校では能楽、西小学校で茶道、東小学校で和太鼓やっているんですけど、これ、内容にもよるとは思います。回数的なところというと差が出てくるのかなと思うんですけども、その辺りというのは、十分、茶道であったら4回だったら3か月に1回か、というようなところというのは、十分、指導として賄えているのか、その辺りというのはどうですか。

教委総務

課長

やはりそれぞれの先生の状況もございますので、そういった学校のスケジュールのほうも勘案して、それぞれの回数が定まっておるというような状況でございます。

小城委員

それはそれぞれあると思うんですけど、やはり差が、それぞれの学校に差が 出ないようにというか、やはり子どもたちにとって不利・有利というのがない ようというところは心がけていただいて、引き続き、やっていただければと思 いますのでよろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

そしたら私のほうから、先ほど、齋藤委員からも質疑があったんですけ、中 宮寺跡の駐車場ですね、以前から町としても整備するという方向でとりくんで いただいてると思うんですけど、これはなんで進まないのか、今どういう状況 なのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。 平田生涯学習課参事。

生涯学習 課参事

史跡中宮寺跡の北側につきましては、以前から報告しておりますように、中宮寺跡に関係すると思われる東西の大規模な柱の列ですね、柱列が見つかったことによって、史跡の追加の指定が必要になる遺構だということが考えられます。平成30年度から平成4年度にかけて5年間、遺跡の範囲確認ということで、国庫補助事業による中宮寺跡周辺の発掘を進めてまいりました。今年度、

それらの取りまとめを進めながら、奈良県の文化財保存課とそして文化庁に対しまして、史跡の追加指定の範囲についての協議を開始させていただくということで、今ちょっとまだ直接ではございませんけど、電話で協議を行っておるところです。こうしたことで中宮寺跡の追加指定の範囲というのがほぼ定まりましたら、それらを除く土地で、駐車場用地を確保していくという作業に入っていきますので、それらは進捗状況をおのおの進めながら並行した形で、なるべく早く実現できるように進めてまいりたいと思っておるところです。

委員長

わかりました。また随時、担当常任委員会にご報告をお願いしておきます。 ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それではこれをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。 以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。 上田都市建設部長。

都市建設 部長

先ほど水道事業会計において、財政推計表の質問がございまして、その説明 を改めてさせていただきます。

令和3年度に提出しました財政推計につきましては、町の独自の考え方でもって、財政推計表に反映したものです。そして令和4年度の決算に提出したものについては、企業団への参加を表明しましたことから、県からの指導の数値を採用して表をつくったものです。それで大きな違いは、町独自の場合は企業債を使用せずに、独自財源をもって事業を進めていきたいという旨で、推計表をつくっておりますが、企業団の考え方としましては、利益剰余金をあまり使わずに、世代間格差をなくすという意味で、企業債を借りてどんどん更新の事業をしていくということの、計画の相違がございまして、その辺で企業債残高が前年示したものに対して、企業債残高が増えていっているというような状況で、計画の趣旨が方向性が違うかったのを確認せずに、そのまま県の企業団からの指示をもって採用した推計表を提出したということでございます。

委員長中川議長。

議 長 ということは、令和3年度の資料も、今の令和4年度の決算の資料もそれは それで間違いなかったということやな。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 間違いはないんですけども、根本的に進むべき方向性を説明せずに、安易に 部長 県の、企業団のものを採用してつくったものということで、説明が不足してい ましたことを申しあげます。方向性ですね、同じ事業をするんですけども、企 業債を使って事業をする、財源を企業債を求めるか、自主財源を求めるか、そ の方向性をちょっと説明が不足していたということでございます。

委員長 そしたら資料の訂正等はないということですね。 上田都市建設部長。

都市建設 財源に違いがありますので、去年の考え方でやった推計表を改めて提出する 部長 こともできますが、訂正はしないということで。

委員長横田委員。

横田委員 今の話ですと、令和5年度は自主財源で計画をされるということですか。ど ちらで計画されるんですか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 令和5年度については自主財源を主に、まだ企業債にもっていくとうことは 部長 しないということで進めております。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時29分 休憩)

(午後3時33分 再開)

委員長

再開いたします。 上田都市建設部長。

都市建設

部長

私の説明の中で、町独自で継続実施した場合という説明をさせていただきま したけれども、県からの資料をいただいてそれを参考に財政推計はつくったも のということでございます。

委員長

改めて部長のほうから説明、訂正もいただきましたが、それに対して質疑等 ございませんか。

(なし)

委員長

そしたらここで質疑終了してよろしいですか。 小城委員。

小城委員

資料13の、令和4年度決算付属資料の斑鳩町水道事業会計の4ページの (3)議会議決事項の下から3行目、議案第49号、令和4年12月1日議決 年月日、12月20日じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

副委員長からご指摘いただいた件でございますけれども、大変申し訳ございません。今年5月に上水道課の職員より議会事務局の職員に照会がありましたときに、議会事務局で誤って入力したものでございます。

正しくは「令和4年12月20日」が正しい日付でございます、大変申し訳 ございませんでした。

委員長

そちらのほうは訂正させていただきます。 ほか、よろしいでしょうか。 (なし)

委員長

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わり ます。

審査結果についてとりまとめのため、15時50分まで休憩します。

(午後3時36分 休憩)

(午後3時50分 再開)

委員長

再開します。

それでは、これより認定第2号から認定第7号までの6議案につきまして、 順に採決してまいります。

はじめに、認定第2号 令和4年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和4年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しま した。

次に、認定第4号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和4年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和4年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

は、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、 お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました、決算認定に係る議案の審 査はすべて終了しました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたい と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 (町長あいさつ)

委員長 皆さんには、2日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございま した。

以上で、決算審査特別委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

(午後3時52分 閉会)